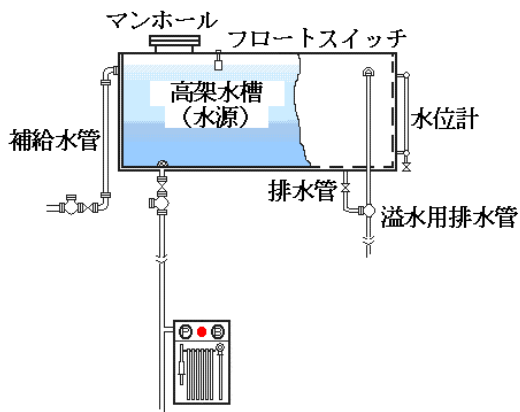
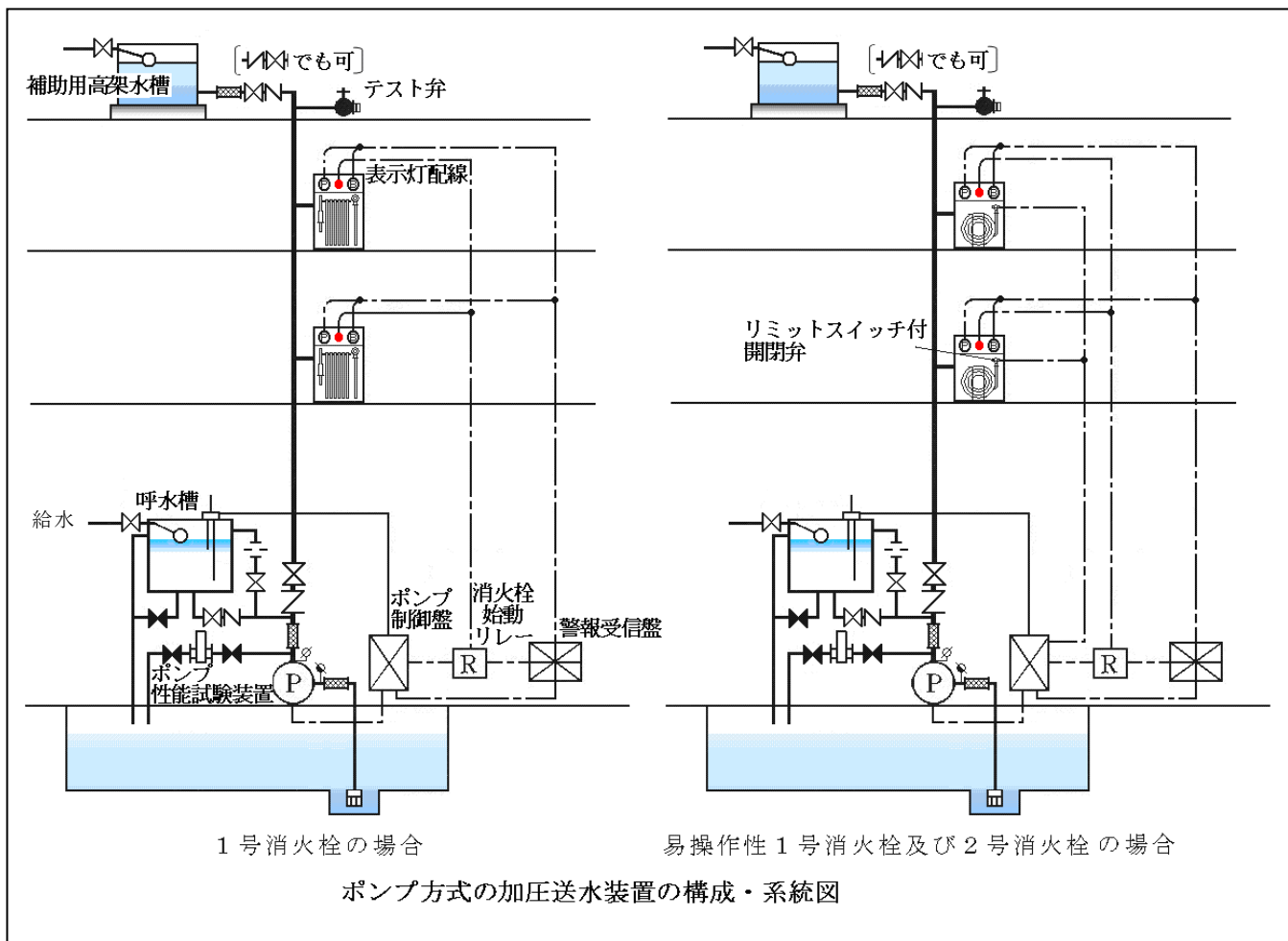


## 第2 屋内消火栓設備

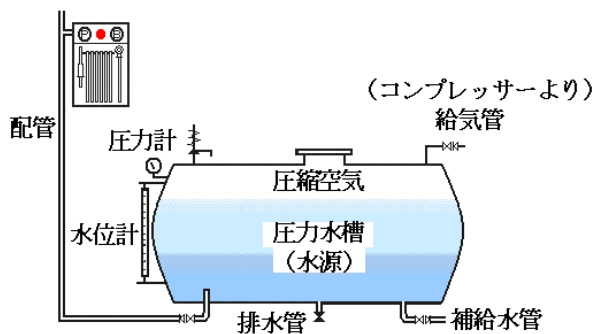
屋内消火栓設備は、水源、加圧送水装置、起動装置、呼水装置、屋内消火栓（箱）、ホース、ノズル、配管、弁、非常電源から構成され、主として初期消火から中期消火を目的とした設備である。

### 1 設備の概要(系統図による設置例)

#### (1) 加圧送水装置の構成・系統図



高架水槽方式の加圧送水装置の構成・系統図



圧力水槽方式の加圧送水装置の構成・系統図

## 2 用語例

- (1) 加圧送水装置とは、高架水槽、圧力水槽又はポンプにより圧力を加え、送水を行う装置をいう。
- (2) 高架水槽方式の加圧送水装置とは、高架水槽の落差を利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で水槽、制御盤、水位計、排水管、溢水用排水管、補給水槽、マンホールその他必要な機器で構成されるものをいう。
- (3) 圧力水槽方式の加圧送水装置とは、水槽に加えられた圧力を利用して送水を行う方式の加圧送水装置で、水槽、圧力計、水位計、制御盤、排水管、補給水管、マンホールその他必要な機器で構成されるものをいう。
- (4) ポンプ方式の加圧送水装置とは、回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、ポンプ、電動機、制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し配管、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁及びその他必要な機器（以下「付属装置等」という。）で構成されるものをいう。
- (5) 制御盤とは、加圧送水装置の監視、操作等を行う装置をいう。
- (6) 呼水装置とは、水源の水位がポンプより低い位置にある場合に、ポンプ及び配管に充水を行う装置をいう。
- (7) 水温上昇防止用逃し配管とは、ポンプの締切り運転時において、ポンプの水温の上昇を防止するための逃し配管をいう。
- (8) ポンプ性能試験装置とは、ポンプの全揚程（ポンプの吐出口における水頭（単位重量の液体のもつエネルギーをその液体柱の高さで表した値をいう。以下同じ。）とポンプの吸込口における水頭の差をいう。以下同じ。）及び吐出量を確認するための試験装置をいう。
- (9) 起動用水圧開閉装置とは、配管内における圧力の低下を検知し、ポンプを自動的に起動させる装置をいう。
- (10) フート弁とは、水源の水位がポンプより低い位置にある場合に、吸水管の先端に設けられる逆止弁をいう。
- (11) 非常動力装置とは、内燃機関、ガスタービン又はこれらと同等以上の性能を有する原動機により、ポンプを駆動する装置をいう。
- (12) 1号消火栓とは、令第11条第3項第1号に規定する屋内消火栓をいう。
- (13) 2号消火栓とは、令第11条第3項第2号に規定する屋内消火栓をいう。
- (14) 易操作性1号消火栓とは、1号消火栓の新たな種類として、2号消火栓と同様に一人で操作を行うことができるように操作性を向上させたものをいう。

## 3 消火栓の選択

令第11条第3項第1号及び同項第2号の規定によるほか、次によること。☞ i

- (1) 原則として、同一防火対象物に1号消火栓と2号消火栓は併設しないこと。
- (2) 消火栓箱については、同一操作性のものを設置すること。ただし、既存の防火対象物で増築、改築等により易操作性1号消火栓を設置する場合は、この限りでない。
- (3) 消火栓は努めて易操作性1号消火栓又は2号消火栓を設置すること。
- (4) 旅館・ホテル・社会福祉施設・病院等就寝施設を有する防火対象物は、努めて2号消火栓とすること。
- (5) 令第11条第3項第1号に規定する防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵取扱う防火対象物に設ける場合は、努めて1号消火栓（易操作性1号消火栓を含む。）とすること。

(6) 物品販売店舗に設ける場合は、努めて易操作性1号消火栓とすること。

#### 4 加圧送水装置等

(1) ポンプ方式の加圧送水装置の場合は、次によること。

##### ア 設置場所

令第11条第3項第1号ホ、第2号イ(6)及びロ(6)の規定によるほか、次によること。

(ア) 屋内にポンプ(水中ポンプを除く。)を設ける場合

a 点検に便利で、かつ、不燃材料で造った壁、柱、床又は天井(天井のない場合にあっては屋根)で区画し、開口部には常時閉鎖又は自動閉鎖式の防火設備(屋外に面する部分で、延焼のおそれのあるもの以外は除く。)を設けた専用の室で、次によること。ただし、空調、衛生設備等の機器室で出火危険のおそれのないものに限り、併設することができる。

(a) ポンプ設置室には、換気設備及び照明設備を設けること。☞ i

(b) ポンプ設置室には、取扱い操作、点検及び部品等の取替えが容易にできるよう作業空間を設けること。

(c) ポンプ設置室の出入口戸には、第25標識に示す表示をすること。  
☞ i

b aによるほか、地下ピット部分にポンプを設置する場合は、次によること。☞ i

(a) 工具等を用いずに蓋等が容易に開放でき入室できること。

(b) ポンプ室には排水設備を設けること。

(イ) 屋外(屋上を含む。)にポンプを設ける場合

屋外(屋上を含む。)にポンプを設ける場合は、風雨、塩害等により制御盤、電動機等に影響を及ぼすことから、(ア)の例による室内等に設けること。

(ウ) 水中ポンプを設ける場合(第2-7図参照)

a 水中ポンプは、点検用の蓋の真下に設けるほか、引き上げ用のアイボルト等を設けること。

b 水中ポンプは、貯水槽の底面から50mm以上の位置に設置し、貯水槽の壁面から当該ポンプの壁面までの距離は、ポンプストレーナー部分の外径の2倍以上とすること。

c 制御盤の設置場所については、第1種制御盤を除き、(ア)又は(イ)に準じた場所に設けること。

##### イ 機器

(ア) 用いることができる加圧送水装置 ☞ i

加圧送水装置は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号。以下「告示第8号」という。)に適合する認定品を使用すること。

なお、加圧送水装置の認定は、基本形、ユニットⅠ型、ユニットⅡ型、ユニットⅢ型、単独制御盤に区分して行われており、それぞれの組合せは第2-1表のとおりである。

第 2-1 表

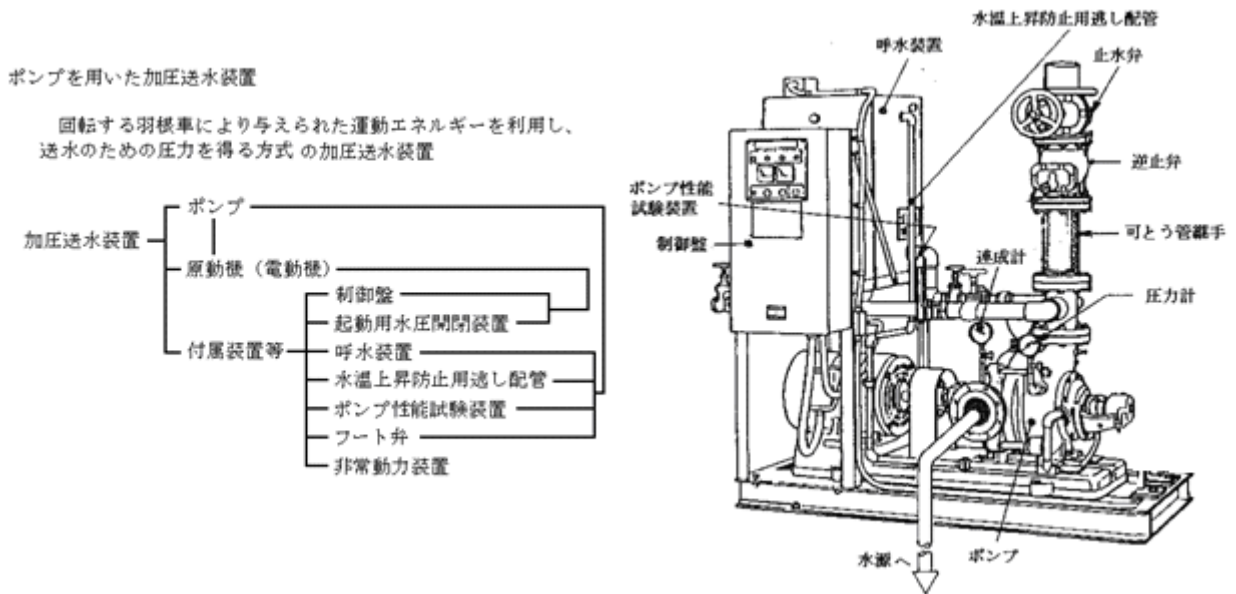
機器 \ 区分	基本型	ユニット I 型	ユニット II 型	ユニット III 型	単独制御盤
ポンプ	○	○	○	○	
電動機	○	○	○	○	
フート弁	○	○	○	○	
圧力計、連成計	○	○	○	○	
呼水槽		○	○	○	
制御盤			○	○	○
ポンプ性能試験装置		○	○	○	
バルブ類		○	○	○	
水温上昇防止用逃し装置		○	○	○	
非常動力装置				○	

○印は認定を行っているもの

※ ユニット III 型における非常動力装置の取扱いについては、別に定める基準により、既存防火対象物の場合に限る。

(イ) 附属装置等の変更

- a 加圧送水装置の認定品を設置する際に設置場所の位置、構造及び状況により、次によることができる。
  - (a) ポンプの設置位置が水源より低い場合における水温上昇防止用逃し配管の位置の変更(ただし、流量に著しい影響を及ぼさないこと。)
  - (b) 立上り管の頂部位置が当該加圧送水装置より低い場合におけるポンプ吐出側圧力計の連成計への変更
  - (c) 水源水位がポンプより高い場合のフート弁の変更
  - (d) 非常電源による加圧送水装置の起動制御を行う場合における制御盤のポンプ起動リレーの変更
  - (e) 排水場所に合わせた流量試験配管の向きの変更(ただし、流量に著しい影響を及ぼさないこと。)
  - (f) 圧力調整弁等を設ける場合のポンプ吐出側配管部の変更
  - (g) 耐圧の高性能化をはかる場合のポンプ吐出側止水弁及び逆止弁の変更
- b 設置後の改修等におけるポンプ、電動機、附属装置等の交換は、同一仕様又は同一性能のものを設けること。

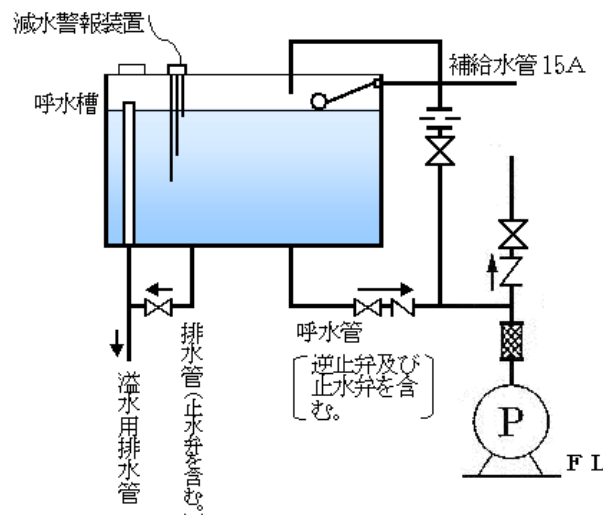


(ウ) 呼水槽 (第 2 - 1 図参照)

- a 呼水槽への水の補給装置は、ボールタップ等により自動的に補給できるものとする。
- なお、水質は原則として、上水道水とすること。☞ i
- b 呼水槽の減水警報は、常時人のいる場所にも警報(ベル、ブザー等)及び表示ができるものであること。なお、これらの停止及び復帰は直接操作によること。
- c 呼水槽の材料は、鋼板又は合成樹脂製とし、腐食するおそれがある場合は、有効な腐食防止措置を施したものであること。
- d 呼水槽の容量は、100ℓ 以上の有効水量を有するものであること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合にあっては、50ℓ 以上とすることができる。
- e 呼水装置に設けられる配管口径は、下表上欄に掲げる配管の用途区分に応じて下表下欄に掲げる管の呼び径以上であること。

配管の用途	補給水管	溢水用配水管	呼水管
管の呼び	15A	50A (32A)	40A (25A)

( ) 内は 2 号消火栓を示す。



第 2 - 1 図

(エ) 中継ポンプとして用いる場合は、押し込み圧力を考慮するほか、(ア)から(ウ)を準用すること。☞ i

ウ ポンプの併用又は兼用

規則第 12 条第 1 項第 7 号ハ(ニ)ただし書きに規定する他の消火設備とポンプの併用又は兼用する場合の「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」とは、一の消火設備としてポンプが起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないことをいうものであること。

なお、併用又は兼用する場合の配管は、6 配管等を参照すること。

エ ポンプ性能等

(ア) ポンプの吐出量

規則第 12 条第 1 項第 7 号ハ(イ)及び同条第 2 項第 5 号イ並びに第 3 項第 2 号の規定によるほか、次によること。

a 地階を除く階数が 5 以上の防火対象物のうち、1 号消火栓を設置するものにあつては、3000 /min、2 号消火栓を設置するものにあつては、1400 /min 以上の量とすること。☞ i

b 同一防火対象物で、他の消火設備とポンプを併用又は兼用する場合は、各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上とすること。ただし、次に適合する場合は、各消火設備の規定吐出量のうち最大となる規定吐出量に、他の消火設備の規定吐出量の 50%以上を加算して得た量以上の能力とすることができる。

(a) 異なる階にそれぞれ別の消火設備が設置される場合

各設備を設置する階が相互に準耐火構造（耐火構造の場合は耐火とする。）の床及び壁等により、延焼防止上有効に区画され、かつ、当該区画部分に設ける開口部を常時閉鎖又は自動閉鎖式の防火設備としたもの

(b) 同一階に 2 種以上の消火設備が設置される場合

各設備を設置する部分が相互に耐火構造の床及び壁等により、延焼防止上有効に区画され、かつ、当該区画部分に設ける開口部を常時閉鎖又は自動閉鎖式の特定防火設備としたもの

c 棟が異なる防火対象物(同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。以下同じ。)で、ポンプを兼用する場合の吐出量は、次のいずれかによること。

なお、他の棟の消火設備に影響を及ぼさない措置を講じること。

(a) 吐出量は各防火対象物に設置した消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

(b) 次のいずれかに該当する場合は、消火設備の規定吐出量のうち最大となる規定吐出量以上の量とすることができる。

① 隣接する防火対象物のいずれかが、耐火建築物又は準耐火建築物であるもの

② 隣接する防火対象物相互の外壁間の中心線から水平距離が 1 階にあつては 3 m を超える、2 階以上にあつては 5 m を超える有効な距離を有するもの

(イ) ポンプの全揚程

ポンプの全揚程は、規則第 12 条第 1 項第 7 号ハ(ロ)又は同条第 2 項第 6 号ロの規定によること。

なお、高層建築物等において、ポンプの締切揚程（一次圧力調整弁を設けるものはその設定圧力水頭）が170m以上となる場合は、中継ポンプ等を設け直列運転とすること。この場合、一次ポンプの定格全揚程は、中継ポンプの位置において、中継ポンプの定格吐出量時に10m以上の圧力水頭を保有すること。☞i（第2-2図参照）

※ 配管及び消防用ホースの摩擦損失水頭は、11配管等の摩擦損失計算等を参照すること。

(2) 高架水槽方式の加圧送水装置の場合は、規則第12条第1項第7号イ、同条第2項第3号及び告示第8号の規定によるほか、次によること。

#### ア 設置場所

(1).アによること。ただし、次のいずれかによる場合はこの限りでない。

(ア) 高架水槽の材質を鋼板製の不燃材としたもの。

(イ) (ア)以外で、屋外又は耐火構造の建築物の屋上に設置する場合は、規則第12条第1項第4号イ(ニ)(2)の規定を準用すること。

なお、当該水槽は火災時の影響を受けないように不燃材で造った防火壁等により、延焼防止上有効に措置されているものについてはこの限りでない。

#### イ 機器

(ア) 高架水槽の材質は、鋼板、合成樹脂またはこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。☞i

(イ) 規則第12条第1項第2号に規定する表示灯又は赤色の灯火は、開閉弁の開放と連動し、点灯又は点滅するための装置を設けること。また、当該装置は、火災等の影響を受けないような措置をすること。

なお、これに伴う非常電源は、規則第12条第1項第4号の規定により設置すること。

#### ウ 設置方法

(ア) 高架水槽は、令第11条第3項第1号ハ又は同条第3項第2号イ(4)及びロ(4)の規定に定める性能が得られるように設けるほか、他の消火設備と併用又は兼用する場合は、(1).エ.(ア).b又はcによること。

(イ) 高架水槽の落差は、規則第12条第1項第7号イ(イ)又は同条第2項第3号の規定によること。

※ 配管及び消防用ホースの摩擦損失水頭は、11配管等の摩擦損失計算等を参照すること。

(3) 圧力水槽方式の加圧送水装置の場合は、規則第12条第1項第7号ロ、同条第2項第4号及び告示第8号の規定によるほか、次によること。☞i

#### ア 設置場所

(2).アを準用すること。

#### イ 機器

(2).イ.(イ)を準用するほか、圧力水槽は、最高圧力が1MPa未満のものにあつては、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第7号に規定する第2種圧力容器に適合したもの、最高圧力が1MPa以上のものにあつては、「高圧ガス保安法」（昭和26年6月7日法律第204号）に適合したものであること。

#### ウ 設置方法

(ア) 圧力水槽の圧縮空気は、規定圧以下に低下した場合、自動的に加圧充填ができる圧縮空気補給装置を設けること。

- (イ) 圧力水槽からの送水管には、止水弁及び逆止弁を設けること。
- (ウ) 圧力水槽の圧力は、規則第 12 条第 1 項第 7 号ロ(イ)又は同条第 2 項第 4 号の規定によること。

※ 配管及び消防用ホースの摩擦損失水頭圧は、11 配管等の摩擦損失計算等を参照すること。

なお、摩擦損失水頭長(m)を摩擦損失水頭換算圧(MPa)に換算する場合は、 $1.0\text{m}=0.0098\text{MPa}$ で換算するものとする。

(4) 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

放水圧力が 0.7MPa を超えないための措置は、次のいずれかの方法によること。

(第 2 - 2 図参照)

ア 高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法

イ ポンプ揚程を考慮し配管を別系統にする方法

ウ 中継ポンプを設ける方法

エ 消火栓開閉弁に減圧機能付のものを使用する方法

オ 減圧弁又はオリフィス等による方法で以下の各号の措置をした場合

(ア) 減圧弁は、減圧措置のための専用の弁とすること。

(イ) 減圧弁は、水圧により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。

(ウ) 減圧弁の接続口径は、取付け部分の管口径と同等以上のものであること。

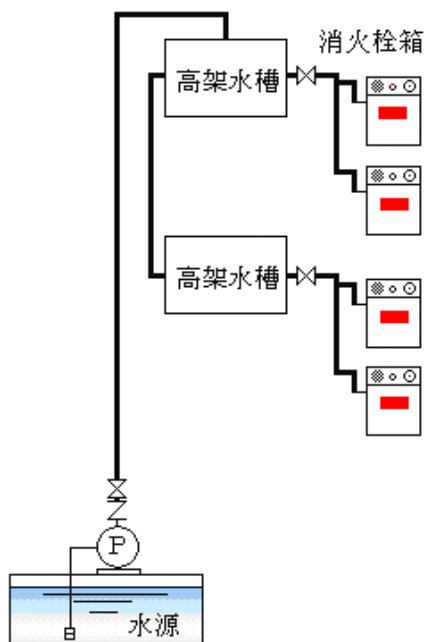
(エ) 設置位置は、枝管ごとに消火栓開閉弁等の直近とし、点検に便利な位置とすること。

(オ) 減圧弁には、その直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨を表示すること。

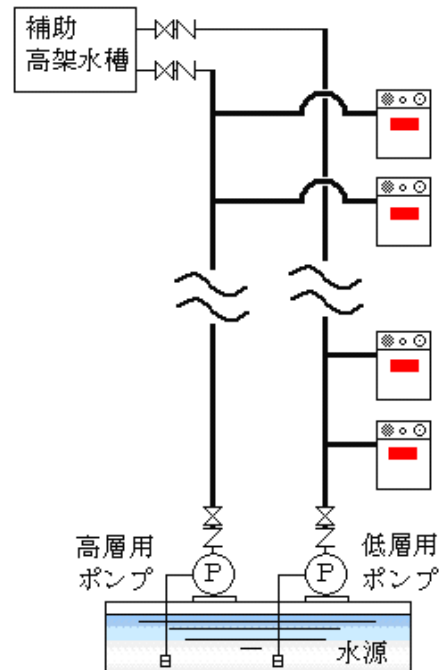
(カ) 減圧弁又はオリフィスは評定品又はこれと同等以上のものを使用すること。

(キ) 減圧弁又はオリフィス等を使用する当該設備の着工届出書には、当該弁等の「仕様書」、「性能書」、「構造図」等を添付すること。

① 高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法

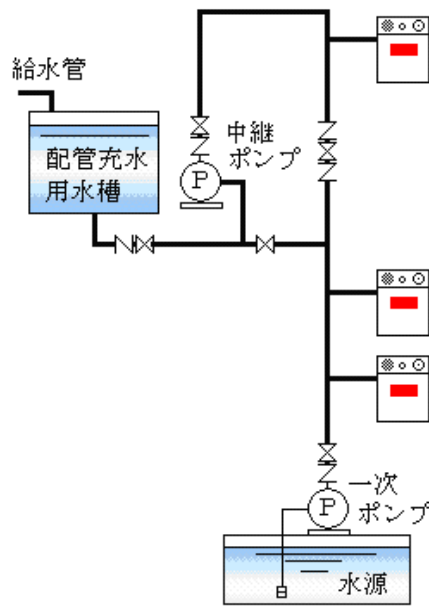


② ポンプ揚程を考慮し配管を別系統にする方法

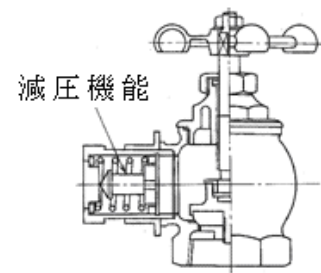




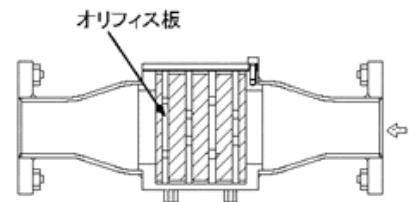
③ 中継ポンプを設ける方法



④ 消火栓開閉弁に減圧機能付のものを使用する方法



⑤ 減圧弁又はオリフィス等による方法



第2-2図

## 5 水源水量

(1) 水源は、次によること。

ア 水質は原則として、上水道水とし消火設備の機器、配管、バルブ等に影響を与えないものであること。

なお、再生水は利用しないこと。☞ i

イ 空調用の冷温水を蓄えるために水槽（以下この項において「空調用蓄熱槽」という。）に蓄えられている水（以下この項において「空調用蓄熱槽水」という。）は、次による場合に消火設備の水源に使用できるものであること。☞ i

(ア) 消火設備の水源として必要な水量が常時確保されていること。

(イ) 水温は概ね 40℃以下であること。

(ウ) 水質は原則として、上水道水とすること。

(エ) 空調用蓄熱槽からの採水により、当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするための措置が講じられていること。

(2) 水量

令第11条第3項第1号ハ、同項第2号イ(4)及びロ(4)の規定によること。ただし、他の消防用設備等と水源の水槽を兼用する場合は、前4.(1).エ.(ア).b又はcにより算出して得た吐出量に対して必要とされる水量とすること。

※ 消防用水（防火水槽を含む）とは、災害時、消防隊が使用することから兼用しないこと。☞ i

※ 地階を除く階数が5以上の防火対象物で、各階に設置する屋内消火栓が1個の場合は、設置個数を2として水源の水量を算定すること。☞ ii

(3) 水量の確保 ☞ i

ア 貯水槽（高架水槽及び圧力水槽含む。）への給水方法は、自動的に行うものとするほか、給水が確実にできる方法によるものとする。

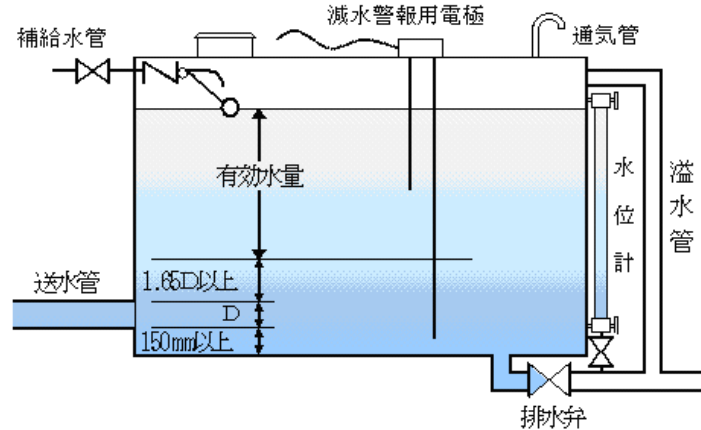
イ 複数の水槽で構成される地下水槽等の各貯水槽には、原則として、呼び径 100A以上の通気管（水槽と外部との間に設けるもの）を設けること。ただし、槽

間通気管（槽と槽の間の水面上部に設けるもの）を設けた場合にあつては、当該槽間通気管の断面積の合計値が連通管の断面積の 10 分の 1 以上である場合は、いずれかの槽に床上通気管を 1 とすることができる。

ウ 有効水量の高さの算定は、次によること。

(ア) 高架水槽（床上水槽を含む）の場合

高架水槽方式の加圧送水装置に設ける場合の有効水量の算定は、貯水槽の送水管の上端上部（送水管内径（ $D$ ）に 1.65 を乗じて得た数値の位置）から貯水面までの間とする。（第 2 - 3 図参照）

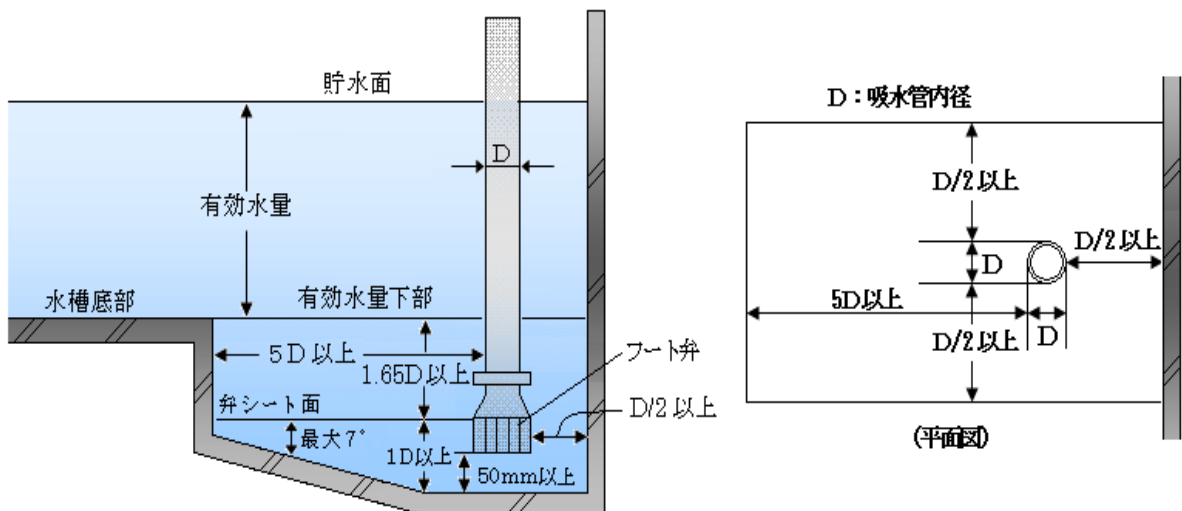


第 2 - 3 図

(イ) 地下水槽等（ピット）の場合

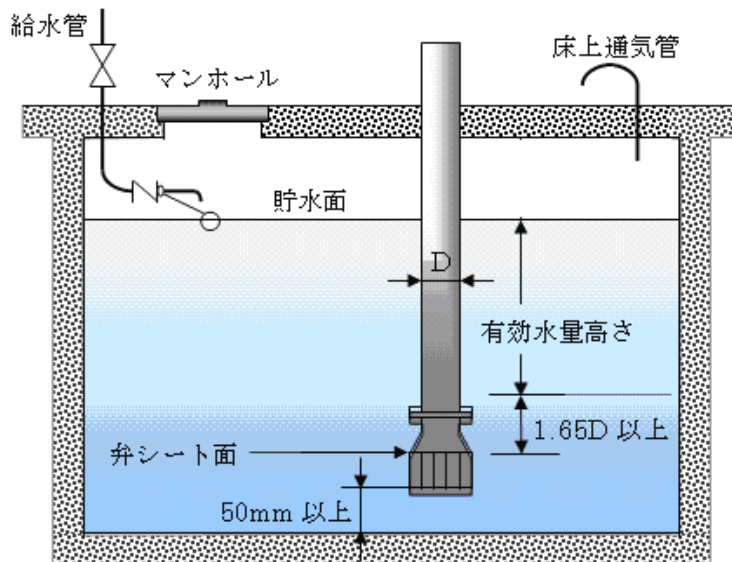
地下水槽等（ピット）で、専用ポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合の有効水量の算定は、フット弁のシート面の上部（吸水管内径（ $D$ ）に 1.65 を乗じて得た数値の位置）から貯水面の間とすること。

a サクションピット（釜場）を設ける場合（第 2 - 4 図参照）



第 2 - 4 図

b サクションピットを設けない場合（第 2 - 5 図参照）

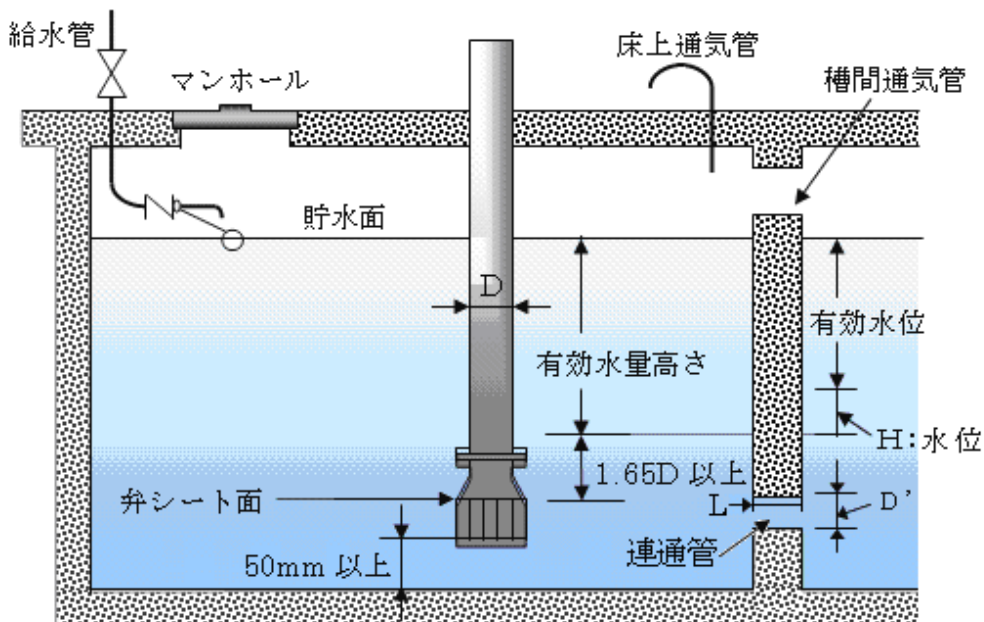


第 2 - 5 図

(ウ) 複数の水槽で構成される地下水槽等（ピット）の場合  
 各槽の連通管のサイズにより、ポンプ吸水管が設けられている槽と他の槽の間に水位差が生じるため、第 2 - 6 図の下段に示す計算式により、水位差又は連通管断面積を求めて有効水量を算定すること。

(第 2 - 6 図参照)

なお、連通管の長さは 1.5m 以下とすること。



第 2 - 6 図

$$A = \frac{Q}{0.75 \sqrt{2gH}} = \frac{Q}{3.32 \sqrt{H}} \quad \text{又は} \quad D' = 0.62 \sqrt{\frac{Q}{\sqrt{H}}}$$

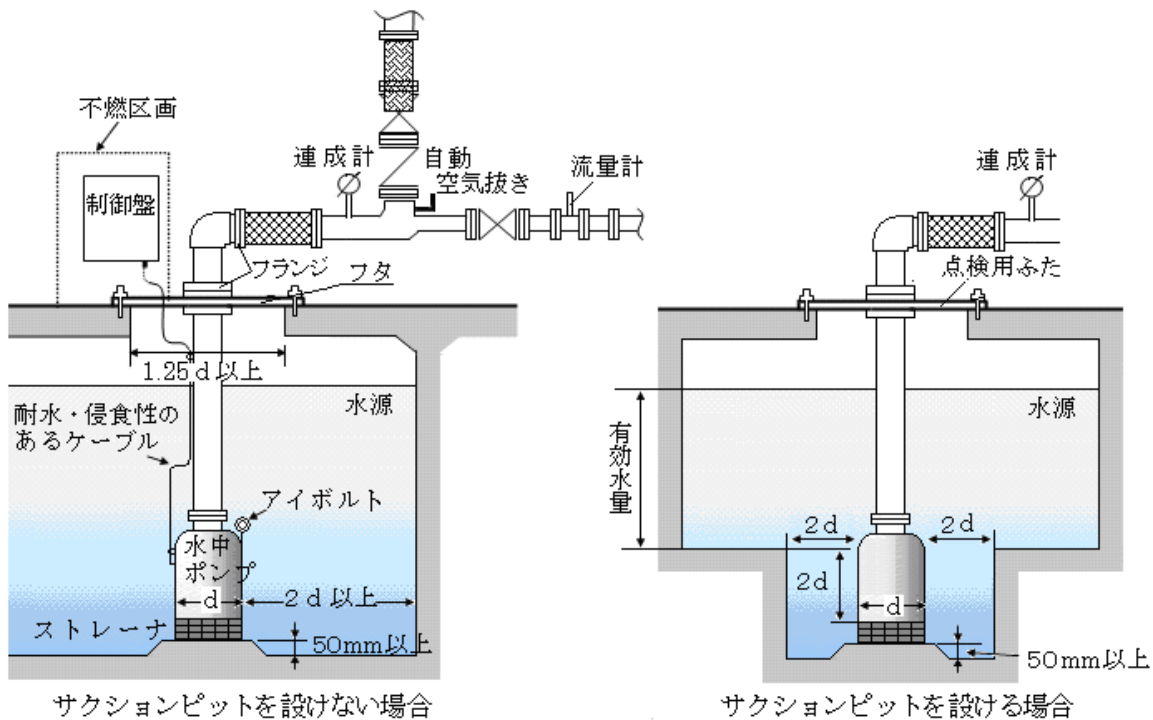
$$\left( \text{又は} \quad H = \left( \frac{Q}{3.32 \times A} \right)^2 \right)$$

- A : 連通管内断面積 (m<sup>2</sup>)
- D' : 連通管内径 (m)
- Q : 連通管の流量 (m<sup>3</sup>/s)
- g : 重力の加速度 (9.80m/s<sup>2</sup>)
- H : 水位差 (m)

注 : 上式は、L (連通管の長さ) が 1.5m 以下の場合の適用

(エ) 水中ポンプを用いる加圧送水装置に設ける場合 (第2-7図参照)

- a サクションピットを設けない場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上部から 100 mm 以上又は最低運転水位から水面までとすること。
- b サクションピットを設ける場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上部よりポンプ外径 d の 2 倍以上の上部から水面までとすること。
- c 水槽の底部からストレーナーの下端までは、50mm 以上とすること。

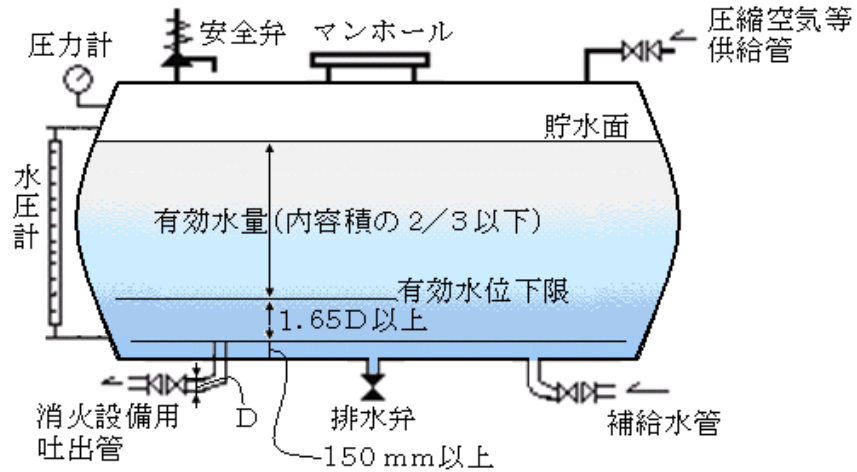


第2-7図

(オ) 圧力水槽方式の加圧送水装置の場合 (第2-8図参照)

吐出口の上端(加圧用または蓄圧用の空気またはガスが流入しない位置)から貯水面までの水量とする。

なお、水槽内の有効水量は、圧力水槽内容量の 3分の2 以下とすること。ただし、加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力によるものにあつては、この限りでない。



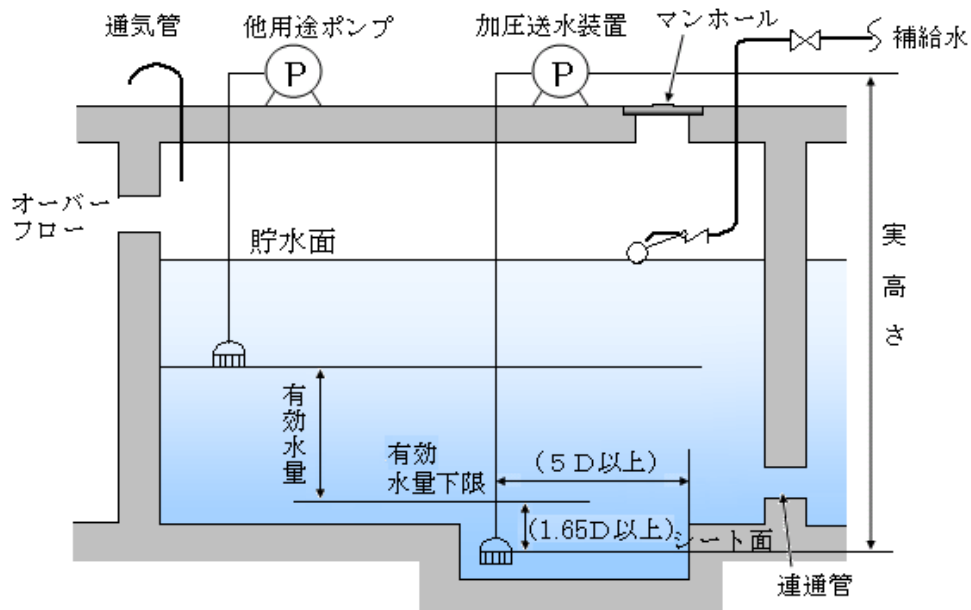
第 2 - 8 図

(カ) 他の水槽と併用する場合

- a ポンプ方式の加圧送水装置の場合は、ポンプのフート弁のレベル差によるものとし、当該消火設備のフート弁の上部に他のポンプのフート弁を設け、その間の水量を有効水量とし、(イ)を準用すること。

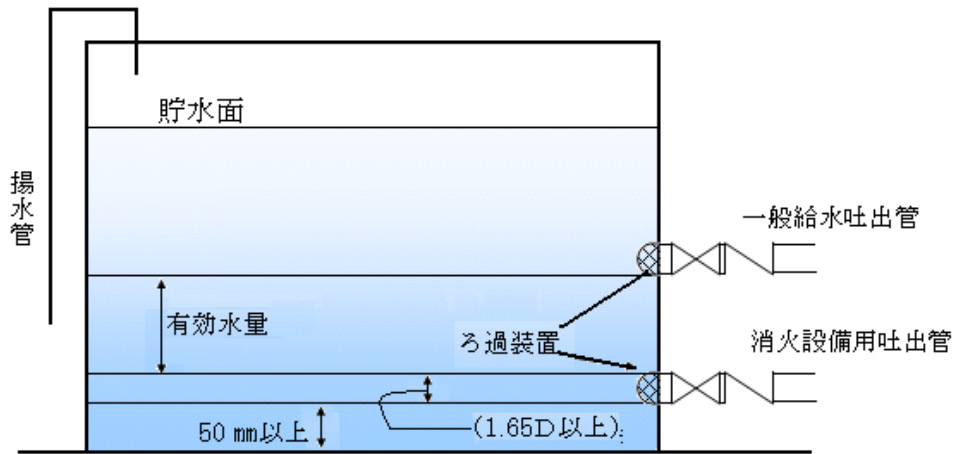
なお、吸込全揚程（フート弁からポンプ芯までの距離に吸水損失を加えたもの）がポンプ仕様の指定値を超えないこと。

(第 2 - 9 図参照)



第 2 - 9 図

- b 高架水槽方式の加圧送水装置の場合は、当該消火設備の吐出管の上端上部(送水管内径(D)に 1.65 を乗じて得た数値の位置) から一般吐出管の下端下部の間を有効水量とする。(第 2 - 10 図参照)



第2-10図

- c ポンプ方式(床上水槽)又は高架水槽方式の加圧送水装置の場合で、水槽を他の消防用設備等の補助用高架水槽及び連結送水管用加圧送水装置の中間層水槽の水源と併用する場合の有効水量は、屋内消火栓設備の有効水源を優先した位置とした取り出し配管のレベル差による方法又は水位電極棒の制御による方法によること。
- d 消防用水と併用する場合には、消防用水の有効水源を優先した位置とし、取り出し配管のレベル差による方法とすること。

(4) 水源水槽の構造

水源水槽の構造等は、次によること。ただし、評定品を除く。

- ア 耐火構造の水槽は、防水モルタル等による止水措置が講じられていること。
- イ 鋼板製の水槽は、有効な防食処理を施したものであること。
- ウ 合成樹脂製の水槽は、次によること。

(ア) 室内に設置する場合は、規則第12条第1項第4号イ(ニ)の規定に準じた室内に設けること。

なお、当該室内には可燃物等を存置させないこと。

(イ) 屋外又は屋上に設ける場合は、規則第12条第1項第4号イ(ニ)(2)の規定に準じること。

なお、当該基準によることのできない場合は、不燃材料で造った防火壁等で防火上有効な措置を講じること。

(ウ) 地盤面下に埋設する場合は、強度等を考慮し施工すること。

6 配管等

(1) 機器

配管等は、規則第12条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

- ア 規則第12条第1項第6号ニに規定される配管は、JIS G 3442、G 3448、G 3452、G 3454 若しくはG 3459 に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管とする。



管	種類記号
JIS G 3442 (水配管用亜鉛メッキ鋼管)	SGPW
JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)	SUS
JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	SGP
JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)	STPG
JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)	SUS



イ 配管部分の使用圧力値（ポンプ方式の場合は締切全揚程時の圧力、高架水槽方式の場合は背圧により加わる圧力をいう。）が 1.6MPa 以上となる部分にあつては、J I S G 3448（スケジュール 40 以上のもの）、G 3454（スケジュール 40 以上のもの）及び G 3459（スケジュール 10 以上のもの）に適合する管又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する配管を使用すること。

ウ 規則第 12 条第 1 項第 6 号ホの表に規定される管継手以外の金属製の管継手は、認定品又は評定品を使用すること。☞ ii

なお、評定品の使用にあつては、評定時の条件に適合した施工とすること。

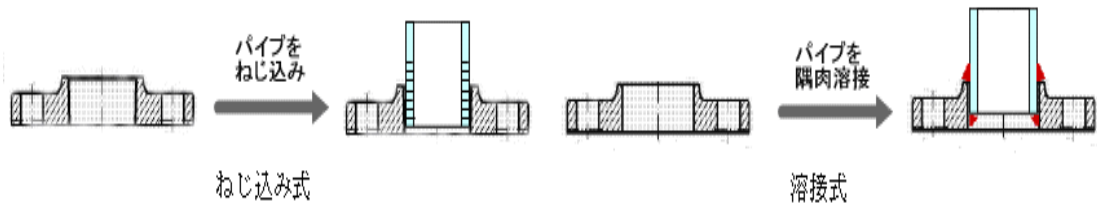
エ 合成樹脂製の管を使用する場合は、「合成樹脂性の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するものとする。

オ 規則 12 条第 1 項第 6 号トに規定するバルブ類は、第 2-2 表によること。

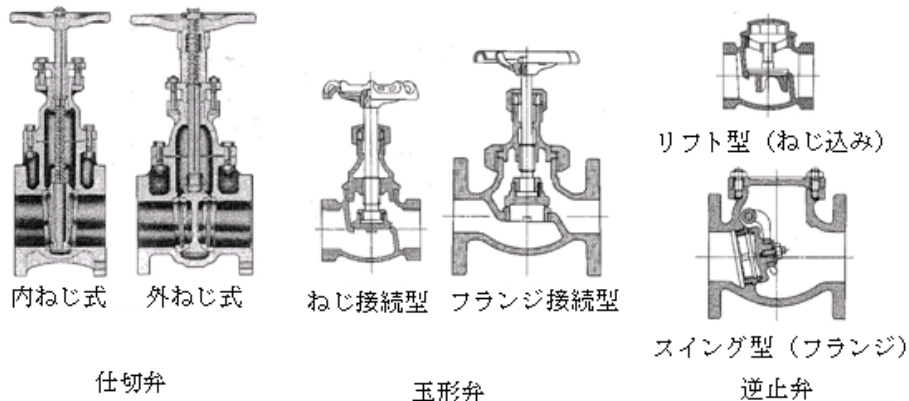
なお、バルブ類は認定品又は評定品を使用すること。☞ ii

第 2-2 表 バルブ類の規格（J I S 抜粋）

J I S 規格	名 称	弁の種類
JISB 2011	青銅弁	ねじ込仕切弁、ねじ込みスイング逆止
JISB 2031	ねずみ鋳鉄弁	フランジ形外ねじ込み仕切弁
JISB 2051	可鍛鋳鉄 10K ねじ込み形弁	ねじ込み仕切り弁、ねじ込みスイング逆止め弁
JISB 2071	鋼製弁	フランジ形スイング逆止め弁



バルブ類には、仕切弁、玉形弁、逆止弁等があり、その使用目的や配管内の流体の種類、温度、圧力等を考慮して選定されている。



カ 管継手及びバルブ類は、設置箇所の使用圧力値以上の圧力値に適合するものを設けること。☞ ii

(2) 設置方法

ア 配管は、故障等によりポンプが起動しない場合の一時的な消火用及び速やかな放水のため、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。

☞ i

なお、地上2階建以下に限り、補助用高架水槽を設けることが構造上著しく困難な場合で、1日に2回以上定期的に消火ポンプを自動起動させることができる自動点検装置等（認定品）を付置した場合は、補助用高架水槽又は補助ポンプの設置を省略することができる。

※ 補助ポンプとは、配管に充水させるための専用の加圧送水装置をいう。

(ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。

- a 補助用高架水槽から主管までの配管の呼び径は、1号消火栓にあっては40A以上、2号消火栓にあっては25A以上とすること。

なお、補助用高架水槽の直近に設ける逆止弁及び止水弁の設置については、容易に点検及び補修ができるように設けること。

- b 補助用高架水槽の容量は200ℓ以上とし、20A以上の配管により自動的に給水できるものとする。

- c 補助用高架水槽の材質は鋼板製、合成樹脂製（前5.(4).ウによる場合に限る。）又はこれと同等以上のものとする。

なお、合成樹脂製の補助用高架水槽を建築物の屋上に設置する場合は、主要構造が耐火構造以外の建築物にも設置することができる。

- d 補助用高架水槽を他の消防用設備等と兼用する場合の容量は、それぞれの設備の規定する水量のうち最大となる水量以上の量とすることができる。

- e 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁、逆止弁を設けること。

(イ) 補助ポンプによる場合は、次によること。

- a 補助ポンプは専用とすること。

- b 補給水槽の水源は、呼水槽と兼用しないこと。

- c 補給水槽の水源には、自動給水装置を設けてあること。

- d 補助ポンプの配管と主管の接続は、消火ポンプ直近の止水弁の2次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。

- e 補助ポンプ作動中に消火栓を使用した場合において、消火栓の放水に支障がないこと。

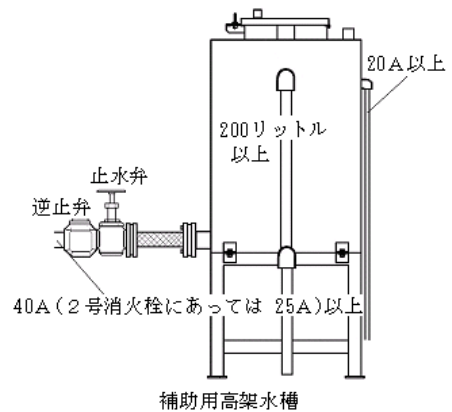
- f 補助ポンプの吐出量は、必要最小限の容量とし、概ね200ℓ/min以下とすること。

- g 補助ポンプの起動圧力及び停止圧力の設定は、配管内の圧力が次の(a)又は(b)の時に確実に自動起動し、停止圧力に達した時に確実に自動停止するものであること。

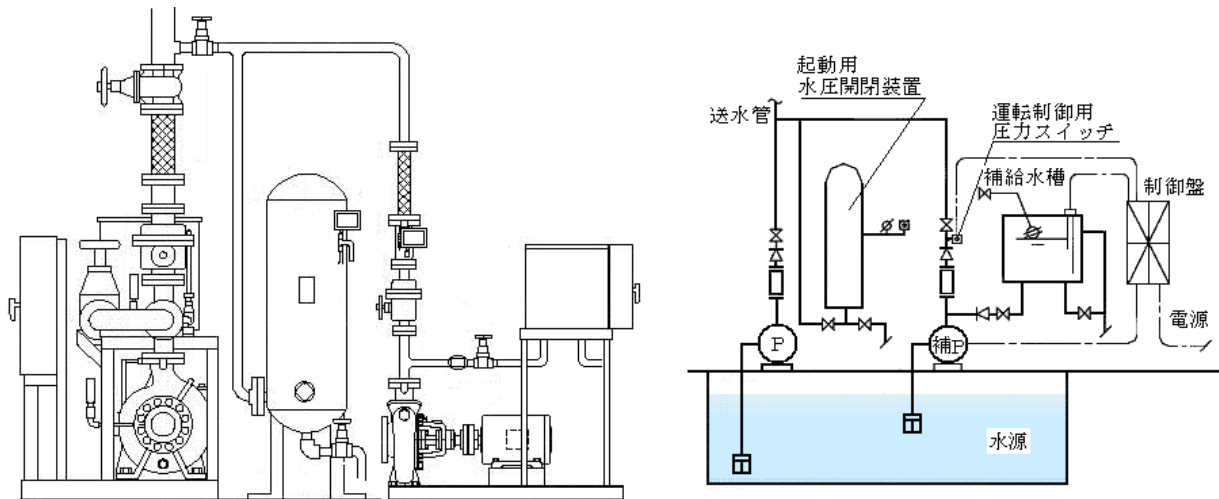
(a) 最高位の消火栓の開閉弁から消火ポンプまでの落差圧まで減少した時

(b) 消火ポンプの起動装置を起動用水圧開閉装置とする場合は、消火ポンプの起動圧より0.05MPa以上の高い値までに減少した時

- h 補助ポンプの締切圧力が消火ポンプの締切圧力より大きい場合は、屋内消火栓設備に支障を及ぼさない措置を講じること。







- ① 配管内圧力が低下すると、補助加圧ポンプの圧力スイッチが検知し、補助加圧ポンプが始動する。
- ② 配管圧力が上昇し、補助加圧ポンプの圧力スイッチが停止圧力を検知すると、補助加圧ポンプが停止する。
- ③ 火災の場合は、水量不足のため、更に圧力が低下し、圧力空気槽の消火ポンプ用圧力スイッチが検知し、消火ポンプが始動する。

イ 止水弁にあってはその開閉方向を、逆止弁にあってはその流れ方向を見やすい位置に表示すること。

ウ 止水弁及び逆止弁は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示を直近の見やすい位置に設けること。☞ i

エ 加圧送水装置の吐出側付近の配管には、当該消火設備の名称を表示すること。☞ ii

オ 規則 12 条第 1 項第 8 号に規定する防災センター及び中央管理室には、逆止弁及び止水弁の設置位置を明示した配管図面等を備えておくこと。☞ i

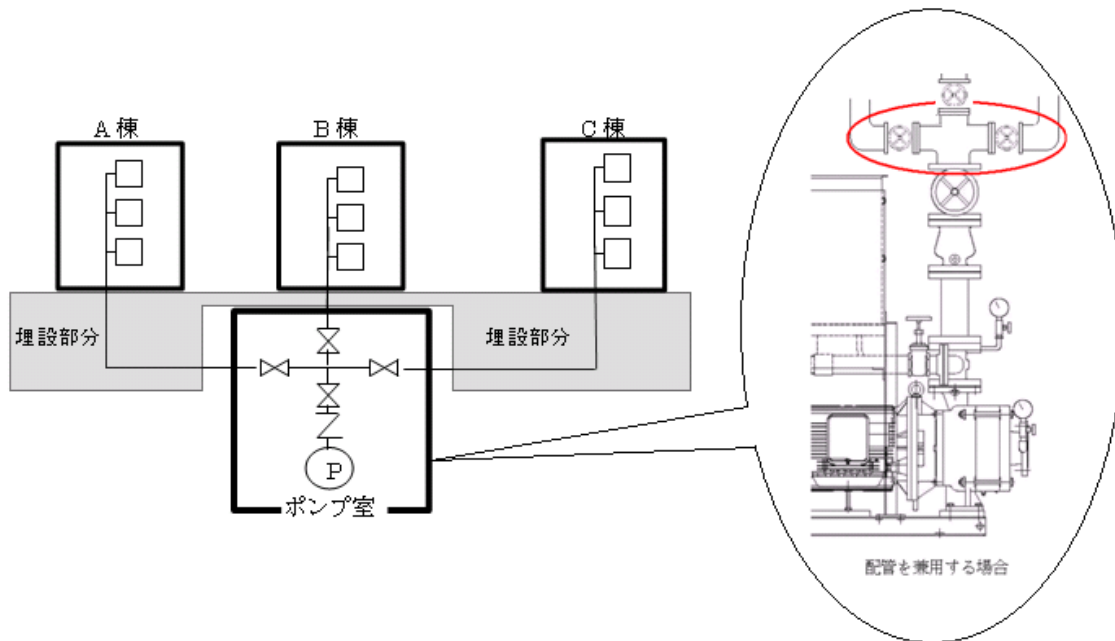
カ 配管の兼用については、規則第 12 条第 1 項第 6 号イの規定によるほか、次によること。

(ア) 加圧送水装置を兼用する場合の配管は、次によること。ただし、同一防火対象物において、第 2 - 3 表に該当する場合は、この限りでない。

- a ポンプ廻りを除いて別配管とし、分岐箇所には仕切弁を設けること。
- b 原則として、埋設しないこと。(共同溝等への敷設を除く。)

なお、やむを得ず埋設する場合は、加圧送水装置から埋設するまでの間で防火対象物ごとに配管を分岐し、止水弁を設けるとともに、別添資料 2 「配管の防食措置等」により配管に防食施工を施すこと。

(第 2 - 11 図参照)



第 2-11 図

第 2-3 表

兼用する設備 消防用設備等	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	泡消火設備	屋外消火栓設備	連結送水管	連結散水設備
屋内消火栓設備		○	×	○	○	×
スプリンクラー設備	○		×	○	×	×
泡消火設備	×	×		×	×	×
屋外消火栓設備	○	○	×		○	×
連結送水管	○	×	×	○		×
連結散水設備	×	×	×	×	×	

○印は、相互に配管兼用の可能なものを示す。

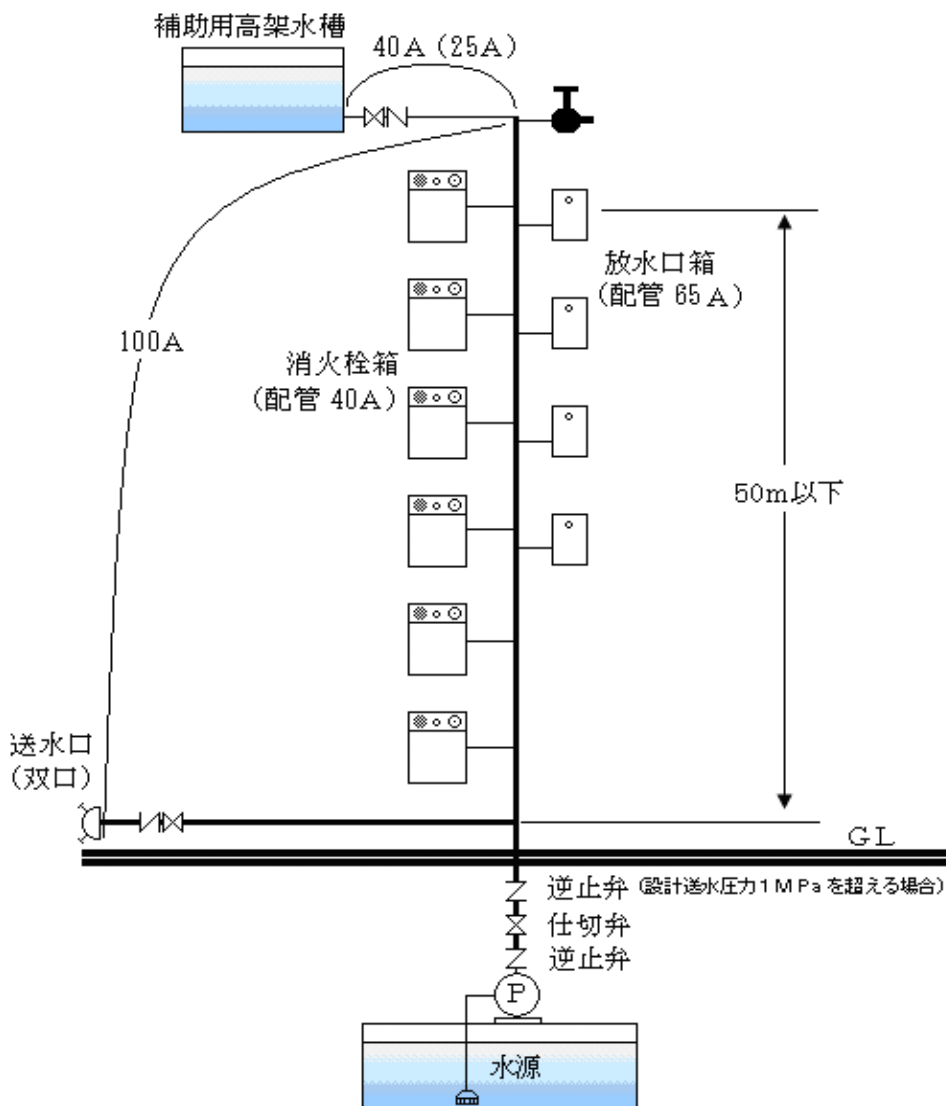
×印は、配管兼用の不可のものを示す。

※ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び屋外消火栓設備又は屋内消火栓設備、屋外消火栓設備及び連結送水管にあっては、それぞれ3つの設備の配管を兼用することができる。

(イ) 連結送水管の主管と兼用する場合、防火対象物の最上階に設置された放水口の高さが、地盤面から 50m 以下のものに限り、次により兼用することができる。(第 2-12 図参照)

a 連結送水管の設計送水圧力が 1.0 MPa を超える場合は、次によること。

- (a) 消火ポンプの保護のため、当該ポンプ二次側には、呼び圧力 16K 以上の逆止弁を設け、当該ポンプに直接送水圧力の負荷がかからないようにすること。
  - (b) 屋内消火栓設備の配管等は、連結送水管に使用する配管等と同等以上の強度及び耐圧力を有するものとする。ただし、連結送水管の送水圧力による影響がない部分については、この限りでない。
- b 消火栓開閉弁、ホース及び噴霧切替式ノズル等（以下「消火栓機器等」という。）は、連結送水管使用時の送水圧力による消火栓機器等への破損防止及び放水圧力が 0.7 MPa を超えないための措置として、減圧弁等を使用する場合（消火栓開閉弁の一次側に設けるものに限る。）は、消火栓開閉弁が開放（動圧）及び閉止（静圧）時において減圧できる機能を有するものとする。
- なお、呼び圧力 16K 以上に対応した消火栓機器等（鑑定品）を設置する場合はこの限りでない。また、その際、消火栓の放水圧が 0.7MPa 超えないための措置として設ける減圧弁等は消火栓開閉弁の二次側とすることができる。
- c 連結送水管の主管は、呼び径 100A 以上、枝管にあつては呼び径 65A 以上とすること。



第2-12図

(3) 凍結防止の措置

屋外等で配管内の消火水が凍結するおそれのある部分に設ける配管については、保温材、外装材等により保温ラッキング等の凍結防止措置を講じること。

(4) 配管の埋設

配管等は、共同溝等への敷設を除き、原則として、埋設しないこと。  
 なお、やむを得ず埋設する場合には、別添資料2「配管の防食措置等」により防食措置を講じること。

7 起動装置

起動装置は、規則第12条第1項第7号への規定によるほか、起動用水圧開閉装置を用いる場合は、次によること。

(1) 当該装置は、告示第8号.第6.5に適合するように設置すること。ただし、加压送水装置の一部として認定を受けたものについてはこの限りでない。

(2) 当該装置の起動用水圧開閉器の設定圧力は、当該水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のア又はイのいずれか大きい方の圧力値に低下するまでに、起動ができるように調整されたものであること。(第2-13図参照)

ア 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉器までの落差(H1)による圧力に次の数値を加えた場合

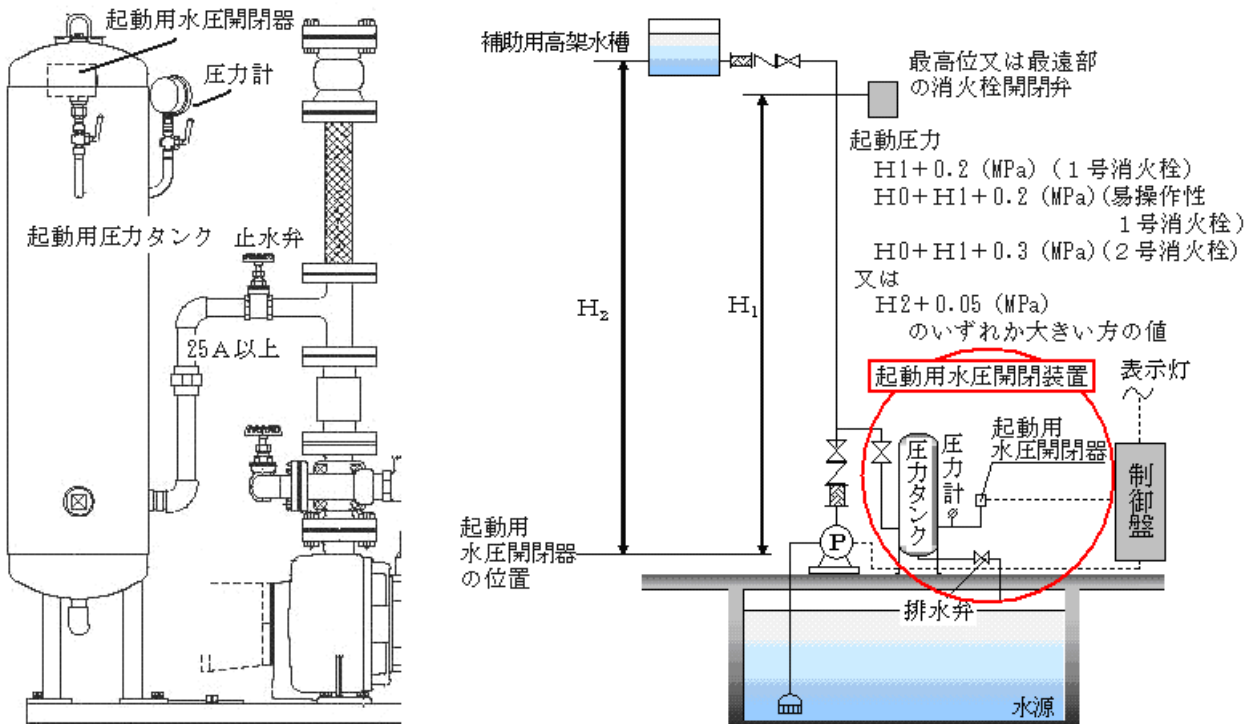
1号消火栓の場合： $H1 + 0.2$  (MPa)

易操作性1号消火栓の場合： $H0 + H1 + 0.2$  (MPa)

2号消火栓の場合： $H0 + H1 + 0.3$  (MPa)

※ H0は、易操作性1号消火栓及び2号消火栓の弁・ホース・ノズル等の摩擦損失として機器仕様書に明示された数値をいう。

イ 補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉器までの落差(H2)による圧力に0.05MPaを加えた場合



第2-13図

## 8 非常電源及び配線等

規則第12条第1項第4号、第5号の規定及び第3非常電源によるほか、次によること。

なお、常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

- (1) 低圧のものにあつては、引込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。
- (2) 特別高圧又は高圧による受電のものにあつては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

## 9 貯水槽等の耐震措置

規則第12条第1項第9号に規定する貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等（以下「貯水槽等」という。）の耐震措置は、次によること。

- (1) 貯水槽等は、地震による振動等により破壊、転倒が生じないように固定用具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。
- (2) 可とう管は、次によること。

### ア 設置場所

- (ア) 加圧送水装置の吸込管側（床上水槽から接続される管又は著しく横引き部分が長い管に限る。）
- (イ) 加圧送水装置の吐出管側
- (ウ) 補助用高架水槽等からの充水管側
- (エ) 建築構造上耐震措置が必要な部分（エキスパンションジョイント等）

### イ 評定品を使用すること。☞ i

なお、評定品以外の可とう管を使用する場合は、当該可とう管の長さを第2-4表によるものとする。

**第2-4表**

管の呼び径	50 A以下	65～100 A	125～150 A	200 A以上
可とう管の長さ	350 mm以上	450 mm以上	500 mm以上	550 mm以上

- (3) 配管の支持等は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動及び管内流体の脈動等による力を抑えるため、次の措置を講じること。☞ i
  - ア 横引き配管は、棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持をすること。この場合、鋼管を用いる場合の支持間隔等は、第2-5表を参照すること。
  - イ 呼び径80Aを超える立管は、最下階の床で固定し、形鋼振れ止め支持を各階1カ所（床貫通等により振れが防止されている場合は、3階層ごと。）以上すること。
  - ウ 支持金具、吊り金具等は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動及び管内流体の脈動等による力を抑えるための強度を十分に有する方法で施工すること。

**第2-5表 鋼管の横引き配管の吊り及び形鋼振れ止め支持間隔（例）**

呼び径(A)	50以下	65～100	125以上
分類			
棒鋼吊り	2.0m以下		3.0m以下
形鋼振れ止め支持	———	8.0m以下	12.0m以下

注 棒鋼吊りの径は、配管呼び径100A以下は呼称M10、配管呼び径125A～200Aは呼称M12、呼び径250A以上は呼称M16とすること。

## 10 消火栓箱等

### (1) 機器

消火栓箱等は、扉の開閉方向及び開放角度が避難上、操作上支障がないようにするほか、次によること。

ア 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）

(ア) 消火栓開閉弁は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成25年消防庁告示第2号）に適合すること。

なお、原則として認定品とすること。☞ i

(イ) 消火栓箱の構造

a 消火栓箱の材質は厚さ1.6mm以上の鋼製又はこれと同等以上の耐火性、耐熱性及び強度を有するものとする。ただし、扉部分に限り難燃材料とすることができる。☞ i

b 扉側の表面積は0.7㎡以上とすること。ただし、軽量ホース等使用ホースの特徴に応じ、適当な大きさのものにあつてはこの限りでない。

☞ i

c 消火栓箱の奥行きは、消火栓弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有するものとする。

(ウ) ホース

a 呼称40のもので、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（平成25年自治省令第27号）に適合するものであること。

b 長さ15m以上のものを2本設置すること。ただし、消火栓箱から半径15m以内にその階の全ての部分が包含される場合は、長さ10mのホース2本とすることができる。☞ i

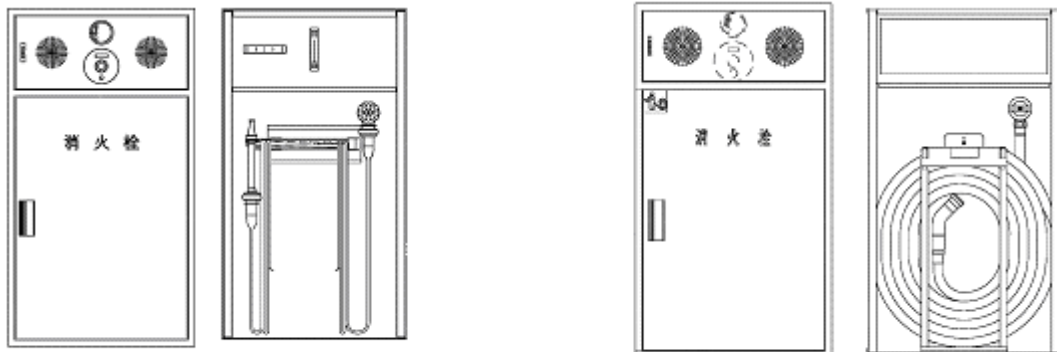
(エ) ノズル等

a スムースノズル（棒状放水用のノズル）及び管そうは、鑑定品を用いること。☞ i

b 地階を除く階数が11以上又は軒の高さが地盤面から31mを超える建築物にあつては、噴霧切替式ノズルとすること。☞ ii

イ 易操作性1号消火栓及び2号消火栓は、鑑定品を用いること。☞ i

なお、消火栓箱に装飾等の加工を行う場合は、当該消火栓の操作上に支障を及ぼさないこと。



1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）

易操作性1号消火栓及び2号消火栓

### (2) 設置方法

ア 設置場所 ☞ i

消火栓箱は、人の目に触れやすい共用部等に設置すること。

なお、消防活動上支障があるため、原則として、消火栓箱内に連結送水管の

放水口を設けないこと。

イ 灯火及び表示

規則第12条第1項第2号及び3号の規定によるほか、次によること。

- (ア) 消火栓箱に表示する「消火栓」の標識は、消火栓箱の表面（扉）に、第25標識に示す表示をすること。
- (イ) 消火栓の赤色の灯火は、消火栓箱の上部に設けること。ただし、消火栓箱の扉の表面の上端部に設ける場合は、この限りでない。☞i
- (ウ) 赤色の灯火の有効投影面積は、直径60mm以上又はこれに相当する面積以上とし、かつ、側面の面積は、前面投影面積の4分の1以上の有効投影面積を有するものとする。ただし、鑑定ユニットに含まれる場合は、この限りでない。☞i
- (エ) 消火栓の扉に操作要領を表示すること。☞i

ウ 区画処理☞i

- (ア) 防火区画に消火栓箱を設ける場合は、当該防火区画の壁等の一部とみなし、建基法に規定する耐火又は準耐火の性能を有する措置を講じること。
- (イ) 配管及び配線等が、防火区画を貫通する場合は、(ア)に準じた措置を講じること。

(3) 天井設置型消火栓☞i

2号消火栓のうち天井に設置するもの（以下「天井設置型消火栓」という。）は、(1)．イ及び(2)によるほか、次によること。

ア 固定方法は、地震動、ホース延長時の衝撃等により脱落しないよう、床スラブ等の構造材に堅固に取り付けること。

なお、当該消火栓の取り付け施工方法を記載した仕様書等を着工届に添付させること。

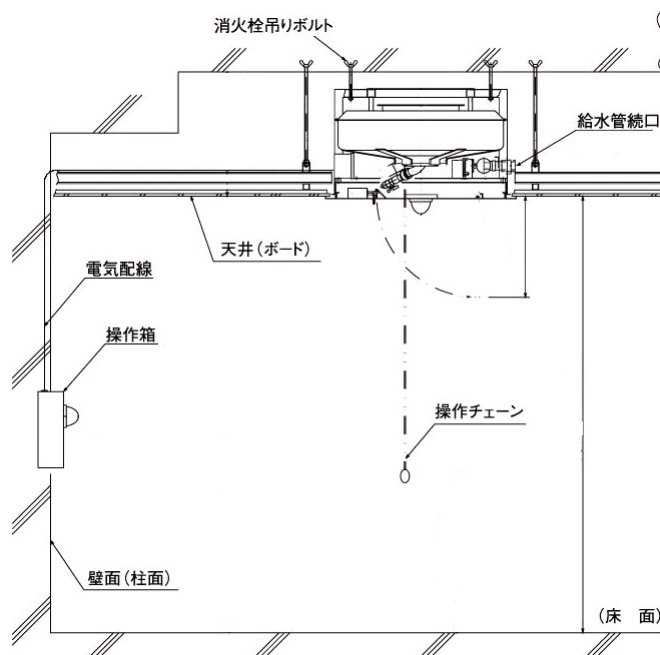
イ 天井設置型消火栓等の周囲には、操作に支障を与える陳列棚、パーテーション及び機器等を設けないこと。

ウ 設置する天井面の高さは、日本消防検定協会の鑑定時における申請値の範囲内であること。

エ ノズル等を降下させるための装置（以下この項において「降下装置」という。）は、次により設置すること。

- (ア) 天井設置型消火栓が設置されている場所又は当該場所を容易に見通せる水平距離が5m以内の壁、柱等に設置すること。
- (イ) 降下装置の操作部を壁、柱等に設ける場合は、当該降下装置の下部に規則第12条第1項第3号ロの規定に準じて、赤色の灯火を設けること。
- (ウ) 降下装置の操作部又はその付近に、消火栓の降下装置の操作部である旨の表示を行うこと。
- (エ) ノズルの降下に係る諸操作を電氣的に行うものについては、令第11条第3項第2号イ（7）及びロ（7）の規定により、当該操作により係る非常電源を確保するほか、壁、柱等に設置する降下装置と消火栓の間の配線は、規則第12条第1項第5号の規定により施工すること。
- (オ) 規則第12条第1項第2号に規定する加圧送水装置の始動の表示は、表示灯又は（イ）の灯火を点滅させることで差し支えないものであること。





天井設置型消火栓設置例

11 配管等の摩擦損失計算等

(1) 1号消火栓(易操作性1号消火栓を除く。)

ア 配管等の摩擦損失計算等は、「配管の摩擦損失計算の基準」(平成20年消防庁告示第32号)によるほか、次のいずれかの方法によること。

なお、基本設計時において、施工上による誤差等を考慮し、配管の摩擦損失計算水頭の10%を加算すること。☞ i

(ア) 実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力の増加に伴う放水量の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法。

(第4スプリンクラー設備. 別添資料第4-1~19参照)

(イ) 令第11条第3項第1号ニに規定される個数の消火栓の各ノズルからの放水量を150ℓ/minとして摩擦損失計算を行う方法。

(別表第2-1~8及び参考資料参照)

イ 告示基準が示されるまでの間、消防用ホースの摩擦損失水頭は、第2-6表によること。

第2-6表 ホースの摩擦損失水頭表(ゴム内張ホース・100m当り)

呼称種別 流量ℓ/min	ホースの呼称		
	40	50	65
150	12	3	—
400	—	20	6

ウ 消火栓開閉弁の直管相当長さは、第2-7表の左欄に掲げる呼称及び形状に応じ、それぞれ右欄に掲げる数値とする。



第2-7表

形 状		大きさの呼び	等価管長(m)
アングル弁形		40	7.0
		50	9.0
		65	14.0
玉型弁	玉型 180度型	40	16.0
		50	18.0
		65	24.0
	玉型 90度型	40	19.0
		50	21.0
		65	27.0

## (2) 易操作性1号消火栓

ア 易操作性1号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、(1).アの方法で行うこと。

イ 易操作性1号消火栓のノズル、開閉弁及びホース等の摩擦損失水頭は、鑑定時に算定された機器の仕様書の数値とすること。

なお、予め摩擦損失水頭に放水圧0.17MPaを加えた数値を表示しているものもあるので、留意すること。

## (3) 2号消火栓

ア 2号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、令第11条第3項第2号イ(5)に規定される個数の消火栓の各ノズルからの放水量70ℓ/minとして(1).アの方法で行うこと。

イ 2号消火栓のノズル、開閉弁及びホース等の摩擦損失水頭は、鑑定時に算定された機器仕様書の数値とすること。

なお、予め摩擦損失水頭に放水圧0.25MPaを加えた数値を表示しているものもあるので、留意すること。

## (4) 広範囲型2号消火栓

ア 2号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、令第11条第3項第2号ロ(5)に規定される個数の消火栓の各ノズルからの放水量90ℓ/minとして(1).アの方法で行うこと。

イ 2号消火栓のノズル、開閉弁及びホース等の摩擦損失水頭は、鑑定時に算定された機器仕様書の数値とすること。

なお、予め摩擦損失水頭に放水圧力0.17Mpaを加えた数値を表示しているものもあるので、留意すること。

## 12 テスト弁

屋上にテスト弁を設けた場合には、次によること。

(1) テスト弁には、第25標識に示す標識を設けること。

(2) 易操作性1号消火栓及び2号消火栓において、テスト弁は「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規定を定める省令」(平成25年総務省令第23号)に適合する構造とし、当該消火栓と同一仕様のホース及びノズルにより放水ができること。ただし、当該消火栓一式を設置した場合は、この限りでない。

### 13 表示及び警報

次の表示及び警報（ベル、ブザー等）は、防災センター等で確認できること。ただし、規則第12条第1項第8号に規定する総合操作盤（以下「総合操作盤」という。）で、表示及び警報が確認できる項目については、この限りでない。

- (1) 加圧送水装置の作動の状態（ポンプ等の起動、停止等）☞ i
- (2) 呼水槽の減水状態（水量の1/2以下に減水した際）☞ i
- (3) 電動機過電流の状態（ポンプ等の故障）☞ i
- (4) 水源水槽の減水状態（有効水量未満に減水した際）☞ ii

### 14 特例基準

当該部分に、次に示す場所に該当する場合は、令第32条の規定を適用し、当該部分に屋内消火栓を設置しないことができる。

- (1) メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分（以下この項において「出入口のない階の住戸部分」という。）で、当該メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓（当該出入口のない階の住戸部分を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる位置に設けられている場合に限る。）によって有効に消火することができる部分
- (2) 無人の機械室等のみの用途に供される階で、当該階への出入口が点検用ハッチ等であり、かつ、階段またはスロープ等により容易に進入できない場合で、上階又は下階の屋内消火栓（当該機械室等部分を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる位置に設けられている場合に限る。）によって有効に消火することができる階
- (3) 冷凍室等で屋内消火栓を当該室内に設置することが困難な場合は、次のすべてに適合させること。
  - ア 屋内消火栓は1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）とし、冷凍室の出入口付近に設けること。
  - イ 防火対象物の各部分（冷凍室等の部分）を有効に包含できるよう必要なホースを増設し、格納箱等に格納すること。
  - ウ 加圧送水装置の揚程はイにより設けたホースの摩擦損失水頭を加算すること。

### 15 総合操作盤

総合操作盤は、「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第7号）に適合させること。

なお、当該設備を設置する防災センター等は、消防用設備等技術基準（総論）第2章第2節第12.2の位置及び構造等の基準に適合するものであること。

### 16 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

令第29条の4の規定により、パッケージ型消火設備を設置する場合は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）によること。

なお、12号告示の運用細目については、消防用設備等技術基準（総論）第2章第5節第1「パッケージ型消火設備等の運用の細目について」によること。

## 別表第2-1

## 配管の摩擦損失水頭表 (100m当り)

(1) 1号消火栓及び2号消火栓用配管摩擦損失

JIS G3452

管の呼び径 ℓ /min	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A
70	22.15	6.33	3.01	0.94	0.28	0.16				
140	79.86	22.81	10.83	3.36	1.00	0.43	0.22	0.12		
150	90.73	25.91	12.31	3.82	1.14	0.49	0.24	0.14		
300	327.07	93.14	44.35	13.76	4.08	1.76	0.87	0.50	0.17	0.08

(単位m)

(2) 屋外消火栓1個に対して屋内消火栓の個数を変える

(400ℓ /min+屋内消火栓個数)

JIS G3452

管の呼び径 ℓ /min	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
470	214.32	101.76	31.58	9.37	4.04	2.00	1.11	0.39	0.17	0.05
540	277.09	131.56	40.82	12.11	5.22	2.58	1.43	0.50	0.22	0.06
550	286.65	136.10	42.23	12.53	5.40	2.67	1.48	0.52	0.23	0.06
700	447.84	212.63	65.98	19.57	8.44	4.17	2.31	0.81	0.35	0.09

(単位m)

(3) 屋外消火栓2個に対して屋内消火栓の個数を変える

管の呼び径 ℓ /min	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
870	669.57	317.91	89.65	29.25	12.62	6.23	3.46	1.20	0.53	0.14
940	772.63	366.85	113.83	33.75	14.56	7.18	3.99	1.39	0.61	0.16
950	787.91	374.10	116.08	34.42	14.85	7.33	4.07	1.42	0.62	0.16
1100		490.65	152.24	45.14	19.47	9.61	5.33	1.86	0.81	0.21

(800ℓ /min+屋内消火栓個数)

JIS G3452

(単位m)

(4) 1号消火栓及び2号消火栓用配管摩擦損失

JIS G3454(スケジュール40)

管の呼び径 ℓ /min	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A
70	23.79	6.51	3.15	0.95	0.32	0.14				
140	85.74	23.44	11.35	3.43	1.16	0.51	0.25	0.14		
150	97.41	26.63	12.90	3.86	1.31	0.58	0.29	0.16		
300	351.16	96.00	46.49	14.02	4.72	2.07	1.03	0.56	0.20	

(単位m)

(5) 屋外消火栓 1 個に対して屋内消火栓の個数を変える

(400ℓ /min+屋内消火栓個数)

JIS G3454(スケジュール 40)

管の呼び径 ℓ /min	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
470	220.27	106.67	32.17	10.83	4.74	2.35	1.28	0.45	0.19	
540	284.77	137.90	41.58	14.00	6.13	3.04	1.65	0.59	0.25	
550	294.61	142.66	43.02	14.49	6.34	3.14	1.71	0.61	0.26	
700	460.26	222.88	67.21	22.63	9.90	4.91	2.66	0.95	0.40	0.11

(単位 m)

(6) 屋外消火栓 2 個に対して屋内消火栓の個数を変える

(800ℓ /min+屋内消火栓個数)

JIS G3454(スケジュール 40)

管の呼び径 ℓ /min	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
870	668.14	333.23	100.48	33.84	14.80	7.34	3.98	1.41	0.60	0.16
940	794.06	384.52	115.95	39.04	17.07	8.47	4.59	1.63	0.69	0.18
950	809.76	392.12	118.24	39.81	17.41	8.64	4.68	1.66	0.71	0.18
1100		514.29	155.08	52.22	22.84	11.33	6.14	2.18	0.92	0.24

(単位 m)

配管の摩擦損失水頭計算値 (100m当り)

JIS G 3448 一般配管用ステンレス鋼管(Su管)

流量 L/min	呼び径											
	30Su (25A)	40Su (32A)	50Su (40A)	60Su (50A)	75Su (65A)	80Su (80A)	100Su (100A)	125Su (125A)	150Su (150A)	200Su (200A)	250Su (250A)	300Su (300A)
50	5.12	1.57	0.81	0.28	0.09	0.04	0.01					
60	7.18	2.20	1.13	0.39	0.12	0.06	0.02	0.01				
70	9.55	2.92	1.50	0.52	0.16	0.08	0.02	0.01				
80	12.22	3.74	1.92	0.66	0.20	0.10	0.03	0.01				
90	15.20	4.65	2.39	0.82	0.25	0.12	0.03	0.01	0.01			
100	18.47	5.65	2.91	1.00	0.31	0.15	0.04	0.02	0.01			
120	25.88	7.92	4.07	1.40	0.43	0.21	0.06	0.02	0.01			
130	30.01	9.18	4.72	1.63	0.50	0.24	0.07	0.02	0.01			
140	34.42	10.53	5.41	1.87	0.57	0.28	0.08	0.03	0.01			
150	39.11	11.97	6.15	2.12	0.66	0.31	0.09	0.03	0.01			
160	44.07	13.48	6.93	2.39	0.73	0.35	0.10	0.04	0.02			
170	49.30	15.08	7.75	2.67	0.82	0.40	0.11	0.04	0.02			
180	54.80	16.77	8.62	2.97	0.91	0.44	0.12	0.05	0.02	0.01		
190	60.56	18.53	9.53	3.28	1.01	0.49	0.14	0.05	0.02	0.01		
200	66.59	20.37	10.47	3.61	1.11	0.53	0.15	0.05	0.03	0.01		
240	93.31	28.55	14.68	5.06	1.55	0.75	0.21	0.08	0.04	0.01		
250		30.79	15.83	5.45	1.67	0.81	0.23	0.08	0.04	0.01		
260		33.10	17.02	5.86	1.80	0.87	0.25	0.09	0.04	0.01		
300		43.14	22.18	7.64	2.34	1.13	0.32	0.12	0.05	0.01		
320		48.61	24.99	8.61	2.64	1.26	0.36	0.13	0.06	0.02	0.01	
350		57.37	29.49	10.16	3.12	1.51	0.43	0.15	0.07	0.02	0.01	
400		73.45	37.76	13.01	3.99	1.93	0.55	0.20	0.09	0.02	0.01	
450		91.33	46.95	16.18	4.96	2.40	0.68	0.25	0.11	0.03	0.01	
480			52.90	18.23	5.59	2.70	0.76	0.28	0.13	0.03	0.01	
500			57.05	19.66	6.03	2.91	0.82	0.30	0.14	0.04	0.01	0.01
550			68.06	23.45	7.19	3.47	0.98	0.36	0.16	0.04	0.01	0.01
560			70.36	24.24	7.43	3.59	1.02	0.37	0.17	0.04	0.02	0.01
600			79.94	27.54	8.44	4.08	1.15	0.42	0.19	0.05	0.02	0.01
640			90.08	31.03	9.51	4.60	1.30	0.47	0.22	0.06	0.02	0.01
720				38.59	11.83	5.72	1.62	0.59	0.27	0.07	0.02	0.01
800				46.90	14.38	6.95	1.97	0.71	0.33	0.08	0.03	0.01
880				55.94	17.15	8.29	2.34	0.85	0.39	0.10	0.04	0.01
960				65.71	20.14	9.74	2.75	1.00	0.46	0.12	0.04	0.02
1040				76.20	23.36	11.29	3.19	1.16	0.53	0.14	0.05	0.02
1120				87.39	26.79	12.95	3.66	1.33	0.61	0.16	0.05	0.02
1200				99.29	30.44	14.71	4.16	1.51	0.70	0.18	0.06	0.03
1280					34.30	16.58	4.69	1.70	0.79	0.20	0.07	0.03
1360					38.37	18.55	5.24	1.90	0.88	0.23	0.08	0.03
1440					42.65	20.62	5.83	2.12	0.98	0.25	0.09	0.04
1520					47.14	22.79	6.44	2.34	1.08	0.28	0.10	0.04
1600					51.83	25.05	7.08	2.57	1.19	0.31	0.11	0.04
1680					56.72	27.42	7.75	2.82	1.30	0.33	0.12	0.05
1760					61.82	29.88	8.45	3.07	1.41	0.36	0.13	0.05
1840					67.12	32.45	9.17	3.33	1.54	0.40	0.14	0.06
1920					72.62	35.10	9.93	3.60	1.66	0.43	0.15	0.06
2000					78.32	37.86	10.70	3.89	1.79	0.46	0.16	0.07
2080					84.21	40.71	11.51	4.18	1.93	0.50	0.17	0.07
2160					90.30	43.65	12.34	4.48	2.07	0.53	0.18	0.08
2240					96.58	46.69	13.20	4.79	2.21	0.57	0.20	0.08
2320						49.82	14.09	5.12	2.36	0.61	0.21	0.09
2400						53.04	15.00	5.45	2.51	0.65	0.22	0.09

第2 屋内消火栓設備

配管の摩擦損失水頭計算値 (100m当り)

JIS G 3459 一般配管用ステンレス鋼管(Su管)スケジュール10

流量 L/min	呼び径											
	30Su (25A)	40Su (32A)	50Su (40A)	60Su (50A)	75Su (65A)	80Su (80A)	100Su (100A)	125Su (125A)	150Su (150A)	200Su (200A)	250Su (250A)	300Su (300A)
50	7.78	2.47	1.20	0.36	0.10	0.05	0.01					
60	10.91	3.46	1.68	0.51	0.15	0.06	0.02	0.01				
70	14.51	4.61	2.23	0.67	0.19	0.09	0.02	0.01				
80	18.57	5.90	2.85	0.86	2.25	0.11	0.03	0.01				
90	23.09	7.34	3.55	1.07	0.31	0.14	0.04	0.01	0.01			
100	28.06	8.91	4.31	1.30	0.38	0.17	0.05	0.02	0.01			
120	39.32	12.49	6.04	1.82	0.53	0.23	0.06	0.02	0.01			
130	45.59	14.48	7.01	2.11	0.61	0.27	0.07	0.03	0.01			
140	52.29	16.61	8.04	2.42	0.70	0.31	0.09	0.03	0.01			
150	59.41	18.87	9.13	2.75	0.80	0.35	0.10	0.04	0.02			
160	66.95	21.27	10.29	3.10	0.90	0.40	0.11	0.04	0.02			
170	74.89	23.79	11.51	3.47	1.00	0.44	0.12	0.05	0.02	0.01		
180	83.25	26.44	12.79	3.85	1.12	0.49	0.14	0.05	0.02	0.01		
190	92.01	29.23	14.14	4.26	1.23	0.55	0.15	0.06	0.02	0.01		
200		32.14	15.55	4.68	1.36	0.60	0.17	0.06	0.03	0.01		
240		45.03	21.79	6.56	1.90	0.84	0.23	0.09	0.04	0.01		
250		48.56	23.49	7.08	2.05	0.91	0.25	0.09	0.04	0.01		
260		52.21	25.26	7.61	2.20	0.98	0.27	0.10	0.04	0.01		
300		68.04	32.92	9.92	2.87	1.27	0.35	0.13	0.06	0.01		
320		76.67	37.09	11.18	3.23	1.43	0.39	0.15	0.06	0.02	0.01	
350		90.49	43.78	13.19	3.82	1.69	0.47	0.17	0.07	0.02	0.01	
400			56.05	16.89	4.89	2.16	0.60	0.22	0.09	0.02	0.01	
450			69.70	21.00	6.08	2.69	0.74	0.27	0.12	0.03	0.01	
480			78.54	23.66	6.85	3.03	0.83	0.31	0.13	0.03	0.01	0.01
500			84.70	25.52	7.39	3.27	0.90	0.33	0.14	0.04	0.01	0.01
550				30.44	8.81	3.90	1.07	0.40	0.17	0.04	0.02	0.01
560				31.47	9.11	4.03	1.11	0.41	0.18	0.05	0.02	0.01
600				35.75	10.35	4.58	1.26	0.47	0.20	0.05	0.02	0.01
640				40.29	11.66	5.16	1.42	0.53	0.22	0.06	0.02	0.01
720				50.10	14.50	6.42	1.77	0.65	0.28	0.07	0.03	0.01
800				60.88	17.62	7.80	2.15	0.80	0.34	0.09	0.03	0.01
880				72.62	21.02	9.31	2.56	0.95	0.40	0.11	0.04	0.02
960				85.30	24.69	10.93	3.01	1.11	0.48	0.12	0.04	0.02
1040				98.91	28.63	12.68	3.49	1.29	0.55	0.14	0.05	0.02
1120					32.84	14.54	4.00	1.48	0.63	0.17	0.06	0.02
1200					37.31	16.52	4.55	1.68	0.72	0.19	0.06	0.03
1280					42.04	18.62	5.13	1.90	0.81	0.21	0.07	0.03
1360					47.03	20.83	5.73	2.12	0.91	0.24	0.08	0.03
1440					52.28	23.15	6.37	2.36	1.01	0.26	0.09	0.04
1520					57.77	25.58	7.04	2.61	1.11	0.29	0.10	0.04
1600					63.53	28.13	7.74	2.87	1.22	0.32	0.11	0.05
1680					69.53	30.79	8.48	3.14	1.34	0.35	0.12	0.05
1760					75.78	33.55	9.24	3.42	1.46	0.38	0.13	0.06
1840					82.27	36.43	10.03	3.71	1.58	0.41	0.14	0.06
1920					89.01	39.41	10.85	4.02	1.71	0.45	0.15	0.07
2000					95.99	42.51	11.70	4.33	1.85	0.48	0.17	0.07
2080						45.71	12.58	4.66	1.99	0.52	0.18	0.08
2160						49.01	13.49	5.00	2.13	0.56	0.19	0.08
2240						52.42	14.43	5.35	2.28	0.60	0.21	0.09
2320						55.94	15.40	5.70	2.43	0.64	0.22	0.09
2400						59.56	16.40	6.07	2.59	0.68	0.23	0.10

別表第2-2 配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G3452）を使用する場合。

種別		25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350	
管継	ねじ込み式	大きさの呼び														
	45°エルボ	0.4	0.5	0.6	0.7	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.2	2.9	3.6	4.3	4.8	
	90°エルボ	0.8	1.1	1.3	1.6	2.0	2.4	2.8	3.2	3.9	4.7	6.2	7.6	9.2	10.2	
	リタンベンド (180°)	2.0	2.6	3.0	3.9	5.0	5.9	6.8	7.7	9.6	11.3	15.0	18.6	22.3	24.8	
	チーズ又はクロス (分流90°)	1.7	2.2	2.5	3.2	4.1	4.9	5.6	6.3	7.9	9.3	12.3	15.3	18.3	20.4	
	45° エルボ	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0	
	90° エルボ	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.1	4.9	5.4	
	ロング	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1	1.3	1.6	1.9	2.5	3.1	3.7	4.1	
	ショート	1.3	1.6	1.9	2.4	3.1	3.6	4.2	4.7	5.9	7.0	9.2	11.4	13.7	15.3	
	チーズ又はクロス (分流90°)	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2	
バルブ類	仕切弁	9.2	11.9	13.9	17.6	22.6	26.9	31.0	35.1	43.6	51.7	68.2	84.7	101.5	113.2	
	玉形弁	4.6	6.0	7.0	8.9	11.3	13.5	15.6	17.6	21.9	26.0	34.2	42.5	50.9	56.8	
	アングル弁	2.3	3.0	3.5	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.9	12.9	17.0	21.1	25.3	28.2	
	逆止弁 (スイング型)															

備考 1 単位は、メートルとする。  
 2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあつては、レジューサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。  
 3 フォート弁は、逆止弁とする。

別表第2-3 圧力配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G3454）スケジュール40を使用する場合

種別	大きさの呼び														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350	
管継手	ねじ込み式	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.2	1.4	1.8	2.1	2.8	3.5	4.2	4.7
	45°エルボ	0.8	1.1	1.2	1.6	2.0	2.4	2.6	3.1	3.8	4.5	6.0	7.5	9.0	10.0
	リタンベンド (180°)	2.0	2.6	3.0	3.9	4.8	5.7	6.6	7.5	9.3	11.0	14.6	18.2	21.8	24.3
	チーズ又はクロス (分流90°)	1.6	2.1	2.5	3.2	4.0	4.7	5.2	6.1	7.6	9.1	12.0	15.0	18.0	20.0
溶接式	45°エルボ	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
	ロング	0.4	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.6	2.0	2.4	3.2	4.0	4.8	5.3
	ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.2	1.5	1.8	2.4	3.0	3.6	4.0
	90°エルボ	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.2	1.5	1.8	2.4	3.0	3.6	4.0
バルブ類	チーズ又はクロス (分流90°)	1.2	1.6	1.9	2.4	3.0	3.5	3.9	4.6	5.7	6.8	9.0	11.2	13.4	15.0
	仕切弁	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2
	玉形弁	9.0	11.8	13.7	17.6	22.0	26.0	29.1	34.0	42.0	50.3	66.6	82.9	99.2	111.0
	アングル弁	4.6	5.9	6.9	8.8	11.0	13.1	14.6	17.1	21.2	25.2	33.4	41.6	49.8	55.7
	逆止弁 (スライダ型)	2.3	3.0	3.4	4.4	5.5	6.5	7.3	8.5	10.5	12.5	16.6	20.7	24.7	27.7

- 備考
- 1 単位は、メートルとする。
  - 2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあつては、レジュューサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。
  - 3 フート弁は、逆止弁とする。



別表第2-4 配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G3454）スケジュール80を使用する場合。

種別	大きさの呼び																
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350			
管継手	ねじ込み式	45°エルボ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	溶接式	ねじ込み式	90°エルボ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		ねじ込み式	リターンベンド (180°)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		ねじ込み式	チーズ又はクロス (分流90°)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		溶接式	45°エルボ	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8
バルブ類	溶接式	90°エルボ	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.9	2.3	3.1	3.8	4.5	5.1	
		ジョイント	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.5	1.7	2.3	2.9	3.4	3.8	
		溶接式	ジョイント	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.5	1.7	2.3	2.9	3.4	3.8
		溶接式	ジョイント	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.5	1.7	2.3	2.9	3.4	3.8
	溶接式	チーズ又はクロス (分流90°)	1.1	1.5	1.7	2.2	2.8	3.3	3.8	4.4	5.4	6.5	8.6	10.7	12.8	14.3	
バルブ類	溶接式	仕切弁	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0	
		玉形弁	8.3	11.0	12.8	16.5	20.8	24.6	28.4	32.3	40.2	47.7	63.6	79.0	94.5	105.8	
		アングル弁	4.2	5.5	6.4	8.3	10.4	12.4	14.3	16.2	20.2	23.9	31.9	39.6	47.4	53.0	
		逆止弁 (スイング型)	2.1	2.7	3.2	4.1	5.2	6.1	7.1	8.1	10.0	11.9	15.9	19.7	23.6	26.4	

備考 1 単位は、メートルとする。

2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあつては、レジューサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

3 フート弁は、逆止弁とする。

別表第2-5 一般配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G3448）を使用する場合

種 別		大きさの呼びA													
		25 (30Su)	32 (40Su)	40 (50Su)	50 (60Su)	65 (75Su)	80 (80Su)	100 (100Su)	125 (125Su)	150 (150Su)	200 (200Su)	250 (250Su)	300 (300Su)		
管 継 手	溶 接 式	45°エルボ	ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.7	2.3	2.8	3.3
			ロング	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5
	90°エルボ	ショート	0.7	0.9	1.0	1.2	1.6	1.8	2.4	2.9	3.4	4.5	5.6	6.7	
		ロング	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8	2.2	2.6	3.4	4.2	5.0	
	チーズ又はクロス (分流90°)		1.9	2.4	2.8	3.5	4.4	5.1	6.6	8.2	9.6	12.7	15.8	18.8	
バル ブ 類	仕 切 弁		0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8	2.2	2.7	
	玉 形 弁		14.1	18.0	20.6	25.7	32.7	38.0	49.2	60.6	71.1	93.9	116.7	139.5	
	ア ン グ ル 弁		7.1	9.0	10.3	12.8	16.4	19.0	24.6	30.3	35.5	46.9	58.3	69.8	
	逆 止 弁 (スイング型)		3.5	4.5	5.2	6.4	8.2	9.5	12.3	15.2	17.8	23.5	29.2	34.9	

- 備考
- 1 単位は、メートルとする。
  - 2 一般配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G3448）に適合する管に配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G3459）を材料とする管継手を接続する場合にあっては、本表の値に一・三を乗じた値とする。
  - 3 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあっては、レギュレーサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第2-6 配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G3459）スケジュール10Sを使用する場合

種 別		大きさの呼びA														
		25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
管 継 手	ね じ 込 み 式	45°エルボ	0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5	3.0	3.9	4.9	5.8	
		90°エルボ	1.2	1.5	1.7	2.2	2.8	3.3	3.8	4.4	5.3	6.4	8.4	10.4	12.4	
		リタンベンド (180°)	2.8	3.6	4.2	5.3	6.9	8.1	9.3	10.6	13.0	15.5	20.4	25.4	30.3	
		チーズ又はクロス (分流90°)	2.3	2.9	3.4	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.7	12.7	16.7	20.8	24.9	
	溶 接 式	45°エルボ	ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.4	1.7	2.2	2.8	3.3
			ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5
		90°エルボ	ショート	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0	2.3	2.8	3.4	4.5	5.6	6.6
			ロング	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.2	5.0
		チーズ又はクロス (分流90°)		1.7	2.2	2.6	3.3	4.2	5.0	5.8	6.5	8.0	9.5	12.6	15.6	18.7
		バ ル ブ 類	仕 切 弁		0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.8	2.2
玉 形 弁			12.9	16.4	19.0	24.3	31.4	37.1	42.7	48.3	59.3	70.6	93.0	115.8	138.2	
ア ン グ ル 弁			6.5	8.2	9.5	12.2	15.7	18.5	21.3	24.2	29.6	35.3	46.5	57.9	69.1	
逆 止 弁 (スイング型)			3.2	4.1	4.8	6.1	7.8	9.3	10.7	12.1	14.8	17.7	23.2	29.0	34.5	

- 備考 1 単位は、メートルとする。
- 2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあつては、レジャーサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第2-7 配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G3459）スケジュール20Sを使用する場合

種 別		大きさの呼びA														
		25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
管 継 手	ね じ 込 み 式	45°エルボ	0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.4	2.9	3.8	4.8	5.7	
		90°エルボ	1.1	1.5	1.7	2.1	2.8	3.3	3.8	4.3	5.2	6.2	8.2	10.2	12.3	
		リタンバンド (180°)	2.7	3.6	4.2	5.2	6.8	7.9	9.2	10.4	12.7	15.2	19.9	24.9	29.9	
		チーズ又はクロス (分流90°)	2.2	2.9	3.4	4.3	5.6	6.5	7.5	8.5	10.4	12.5	16.3	20.4	24.5	
	溶 接 式	45°エルボ	ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.4	1.7	2.2	2.7	3.3
			ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.6	2.0	2.5
		90°エルボ	ショート	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	1.7	2.0	2.3	2.8	3.3	4.4	5.5	6.5
			ロング	0.4	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.1	4.9
		チーズ又はクロス (分流90°)		1.7	2.2	2.6	3.2	4.2	4.9	5.6	6.4	7.8	9.4	12.3	15.3	18.4
		バ ル ブ 類	仕 切 弁		0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.2
玉 形 弁			12.5	16.4	19.0	23.9	30.9	36.2	41.8	47.5	57.9	69.3	90.8	113.6	136.4	
ア ン グ ル 弁			6.2	8.2	9.5	11.9	15.5	18.1	20.9	23.7	29.0	34.6	45.4	56.8	68.2	
逆 止 弁 (スイング型)			3.1	4.1	4.8	6.0	7.7	9.1	10.4	11.9	14.5	17.3	22.7	28.4	34.1	

- 備考
- 1 単位は、メートルとする。
  - 2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあっては、レジューサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

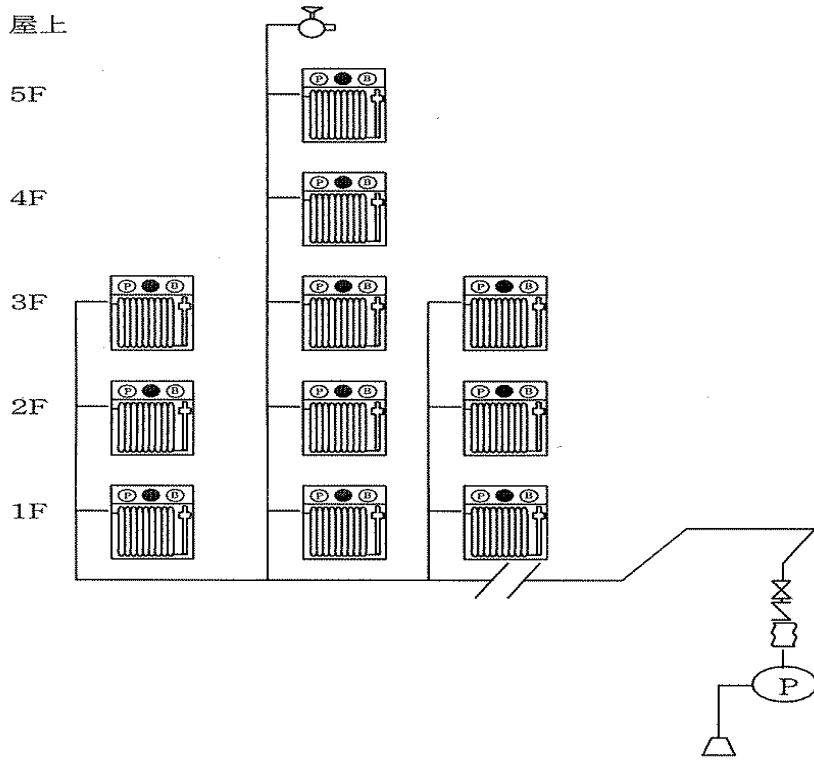
別表第2-8 配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G3459）スケジュール40を使用する場合

種 別		大きさの呼びA														
		25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
管 継 手	ね じ 込 み 式	45°エルボ	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	1.7	1.9	2.4	2.8	3.8	4.6	5.6	
		90°エルボ	1.1	1.4	1.6	2.1	2.7	3.1	3.6	4.1	5.1	6.1	8.0	9.9	12.0	
		リタンバンド (180°)	2.6	3.5	4.0	5.1	6.5	7.6	8.8	10.0	12.3	14.8	19.6	24.2	29.2	
		チーズ又はクロス (分流90°)	2.2	2.9	3.3	4.2	5.3	6.3	7.2	8.2	10.1	12.1	16.1	19.9	24.0	
	溶 接 式	45°エルボ	ショート	0.3	0.4	0.4	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.3	1.6	2.1	2.7	3.2
			ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.6	2.0	2.4
		90°エルボ	ショート	0.6	0.8	0.9	1.1	1.4	1.7	1.9	2.2	2.7	3.2	4.3	5.3	6.4
			ロング	0.4	0.6	0.7	0.8	1.1	1.3	1.4	1.6	2.0	2.4	3.2	4.0	4.8
		チーズ又はクロス (分流90°)		1.6	2.2	2.4	3.2	4.0	4.7	5.4	6.2	7.6	9.1	12.1	14.9	18.0
		バ ル ブ 類	仕 切 弁		0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1
玉 形 弁			12.1	15.9	18.1	23.4	29.6	34.9	40.0	45.7	56.2	67.5	89.4	110.4	133.3	
ア ン グ ル 弁			6.0	8.0	9.1	11.7	14.8	17.4	20.0	22.8	28.1	33.7	44.7	55.2	66.6	
逆 止 弁 (スイング型)			3.0	4.0	4.5	5.9	7.4	8.7	10.0	11.4	14.0	16.9	22.4	27.6	33.3	

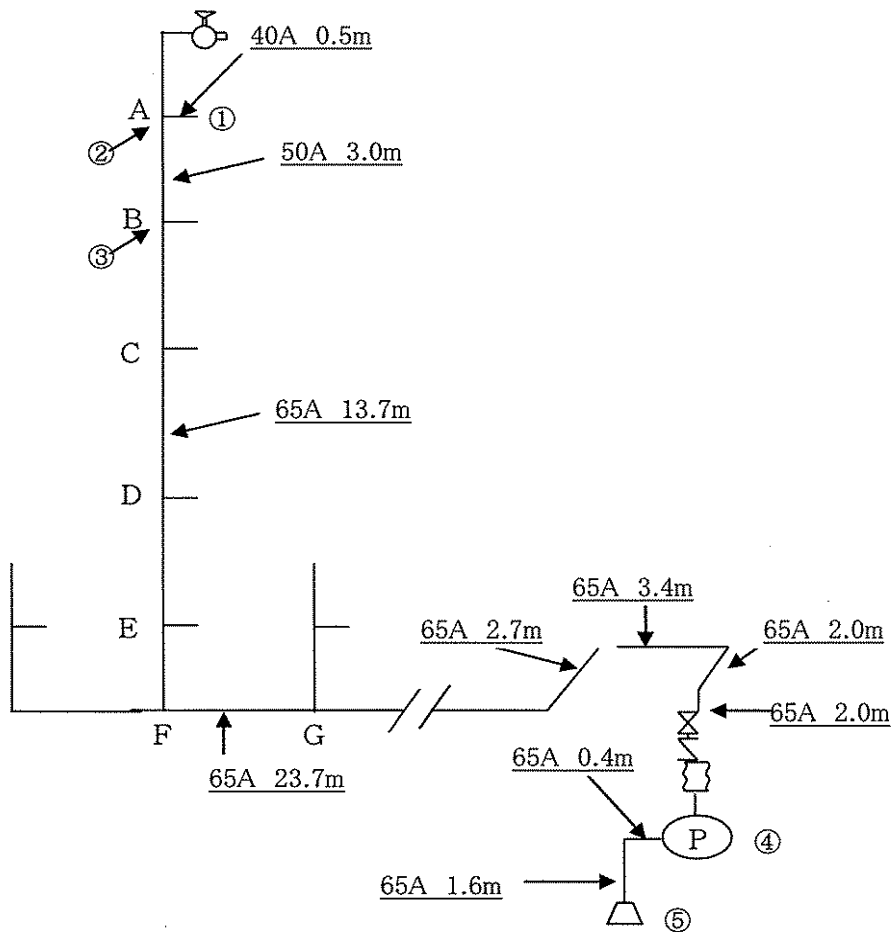
- 備考 1 単位は、メートルとする。
- 2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあつては、レジャーサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

資料1

設備概要図



アイソメ図



配管摩擦損失計算

配管摩擦損失計算	利用区間 →	消火栓数 個	流量 L/min	管径 A	直管 m	90°エルボ		チーズ・クロス		仕切弁		逆止・フート		アングル弁		管長合計 m	単位損失 m/m	損失水頭 m
						数	相当管長 m	数	相当管長 m	数	相当管長 m	数	相当管長 m	数	相当管長 m			
①	→	1	150	40	0.5											0.5	0.1231	0.0615
②	→	1	150	50	3.0			1	3.2							6.2	0.0382	0.2368
③	→	2	300	65	47.5		4	0.8	2	3.1	1	0.4	1	5.6		62.9	0.0408	2.5663
④	→	2	300	50	2.0		1	1.6					1	5.6		9.2	0.1376	1.2659
最大放水流量 = 300 L/min																		
配管摩擦損失水頭 = 4.13m																		

全揚程合計(m)	吐出量合計(L/min)	電動機出力(KW)
$h1 = 4.13 \times 1.1 = 4.543 \rightarrow$ 配管摩擦損失水頭 $h2 = 20.3m \rightarrow$ 落差(フート弁まで) $h3 = 17.0m \rightarrow$ 放水圧力 $h4 = 24.0m \rightarrow$ 易操作1号鑑定水頭 $H = h1 + h2 + h3 + h4 = 65.843m$	最大吐出量は、1基あたり 150L/minで計算 $300L/min$	$0.163 \times$ 吐出量 $\times$ 全揚程 ポンプ効率

※ 継手及び弁類は、25A～50Aはネジ込み式管継手、65A～300Aは溶接式管継手を使用しています。

継手のチーズ・クロス(分流)の計算参加は、直流部分は損失に含まない。この①放水での計算例では、継手A～Gのうち、A・Fの継手が対象となる。  
 易操作1号鑑定水頭は鑑定時の数値(仕様書等)とする。

資料2

配管の防食措置等

配管の腐食は、配管（金属部）の接触する環境の差や異なる配管材質の接触等により生じやすいことから、土中埋設等の腐食環境で使用される配管にあつては、一律に腐食防止措置を講ずる必要がある。この場合の配管の防食措置方法及び配管の土中に埋設する場所の環境調査等にあつては、次によること。

1 配管の防食措置方法

配管を土中埋設する場合には、次の(1)又は(2)により防食措置を講ずること。

(1) 塗覆装等による外面保護措置

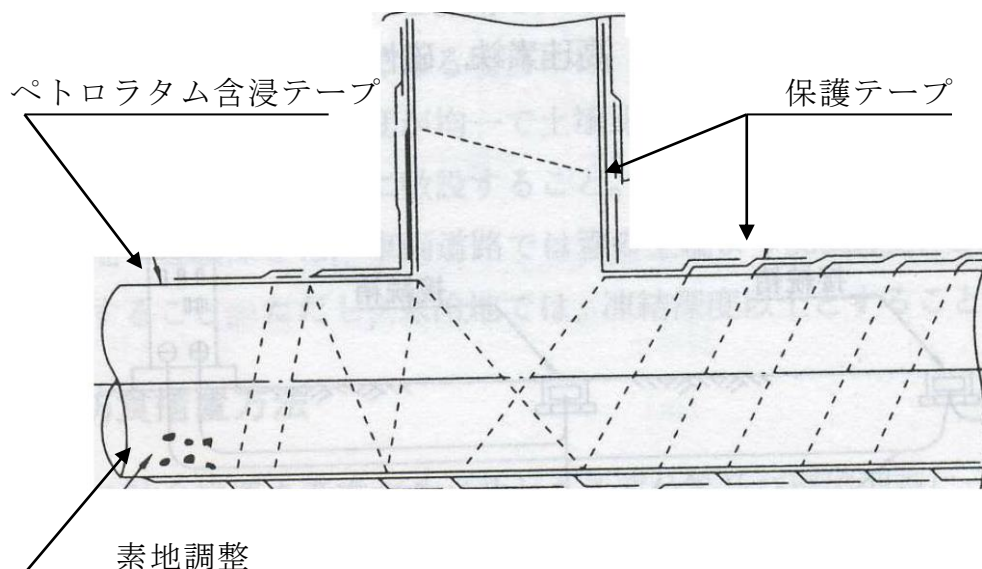
塗覆装等による外面保護措置により配管等の防食措置を講じる場合の方法は、次のいずれかによるもの又は同等以上のものによること。

ア 外面被覆鋼管を使用し、当該管に定められた施工方法によるもの

イ 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)」第3条又は第3条の2の規定の例による塗覆装若しくはコーティング、又はこれらと同等以上に防食効果のある材料・方法によるもの

ウ 下地処理した配管の外面にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるように巻き付け、その上に接着性を有するビニールテープで厚さ0.4mm以上巻き付け保護した方法によるもの（図第1参照）

エ 下地処理した配管の外面にタールエポキシ樹脂を厚さ0.45mm以上の塗膜厚さで塗覆するもの



(ペトロラタム含浸テープを用いる施工例)

図第1

(2) 電氣的防食

電氣的により配管等の防食措置を講ずる場合の方法は、次のア、イ、又はウのいずれかの方式によるもの又は同等以上のものによること。

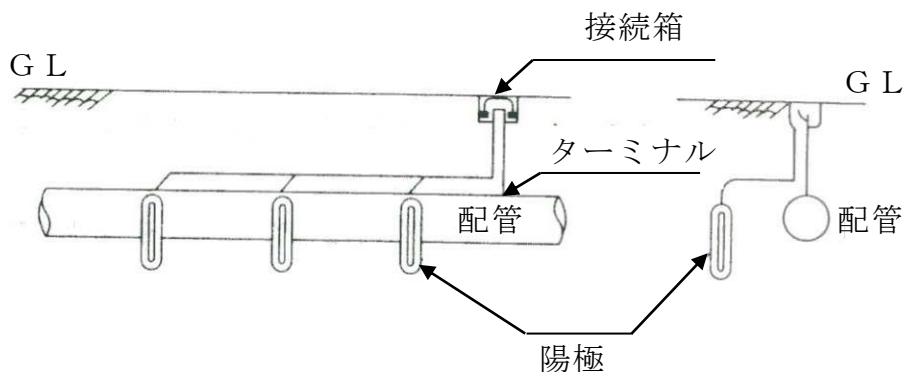


ア 共通事項

- (ア) リード線が外部から損害を受けるおそれのある場合には、鋼管等で保護すること。
- (イ) 電位測定端子を概ね 200m ごとに設けること。
- (ウ) 過防食により悪影響を生じないように考慮すること。

イ 流電陽極方式 (図第2参照)

- (ア) 流電陽極方式による陽極は、土壌の抵抗率の比較的高い場所ではマグネシウムを、抵抗率の低い場所では亜鉛又はアルミニウムを使用すること。
- (イ) 流電陽極方式による陽極又は外部電源方式の不溶性電極の位置は、防食対象物の規模及び設置場所における土壌の抵抗率等の周囲環境を考慮し、地下水位以下の位置、地表面近くの位置等において均一な防食電流が得られるように配置すること。

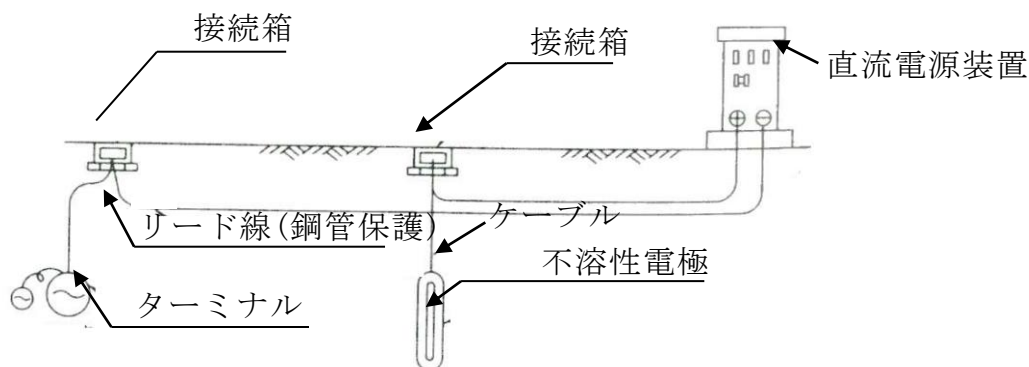


(流電陽極方式の例)

図第2

ウ 外部電源方式 (図第3参照)

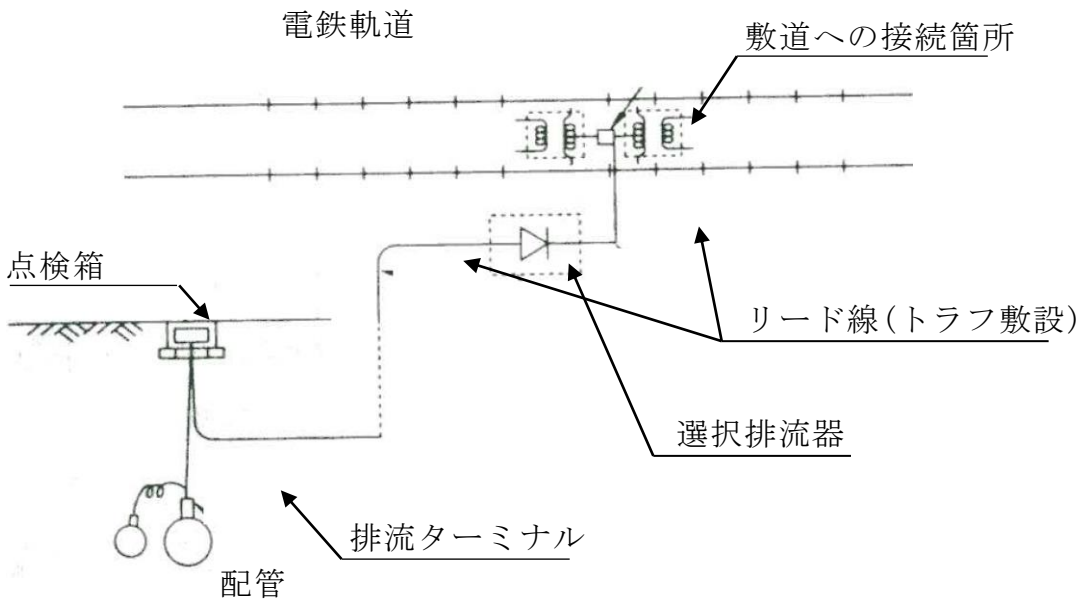
外部電源方式による不溶性電極は、高珪素鉄、磁性酸化鉄又は黒鉛等を使用する。



(外部電源方式の例)

図第3

エ 選択排流方式 (図第4参照)



(選択排流方式の例)

図第4

(3) 施工時の留意事項

配管の防食措置、埋設配管の敷設等の施工時においては、次のことに留意すること。

ア 覆装防食、塗覆装防食等にあつては、現場工事時における配管処理表面の損傷又はねじ加工部分に露出等がある場合に、当該部分から管材料の分解が促進される傾向にあるので、特に厳正な工事管理が必要である。

イ 塗覆装を施した配管を埋設する場合は、鉄筋、コンクリート殻等による塗覆装の破損に注意して行うこと。

ウ 鉄筋コンクリート等の建物、建造物の床、基礎等を貫通する場合には、当該部分にさや管（合成樹脂又は鋼管）を使用し、さや管と配管の間隙にモルタル等を充填すること。

エ 配管の埋め戻しは、粒度が均一で土壌比抵抗の高い山砂等を用いること。

オ 地下水位より高い位置に敷設すること。

カ 管の地中埋設深さは、車両道路では管の上端より 600 mm以上とし、それ以外では 300 mm以上とすること。ただし、寒冷地では、凍結深度以上とすること。

2 特に配管の腐食防止措置を考慮する必要がある部分等

特に配管の防食措置を考慮する必要がある部分等及び環境調査については、別記「配管の土中に埋設する場所の環境調査等」を参照すること。

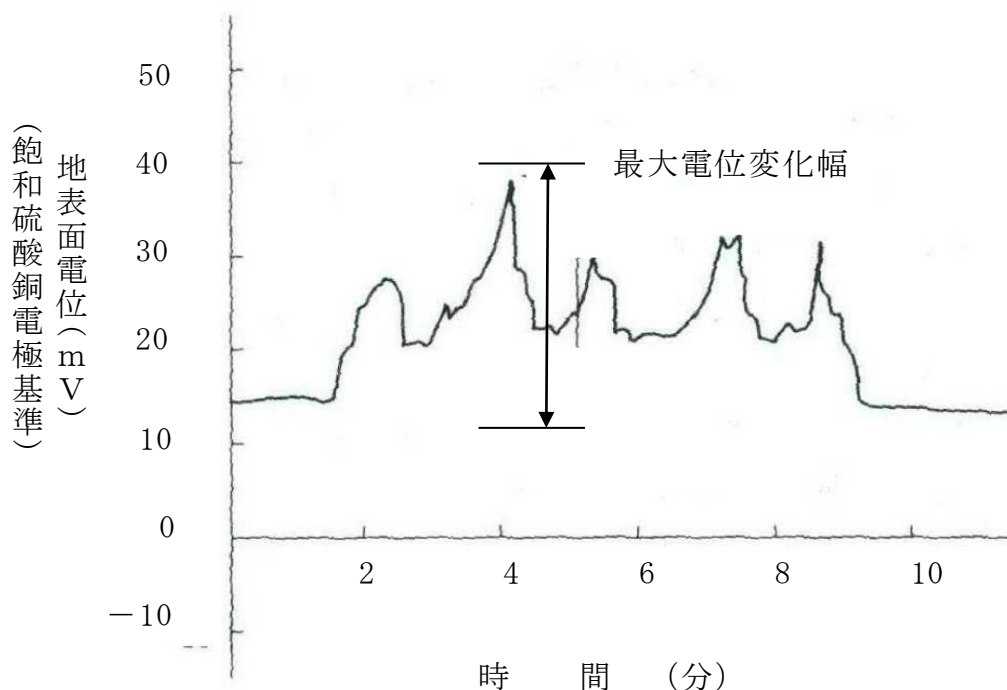
## 別記

## 配管の土中に埋設する場所の環境調査等

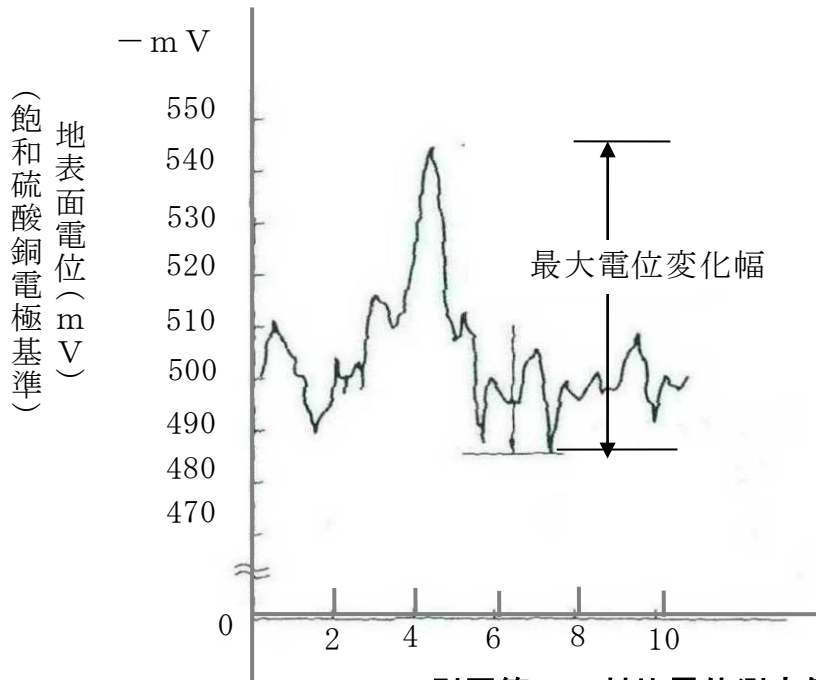
## 1 特に配管の腐食防止措置を考慮する必要がある部分等

次に掲げる対象物のうち、次項に定める環境調査結果が、地表面電位こう配にあつては、最大電位変化幅差1 mあたり5 mV以上のもの又は管対地電位の最大電位変化幅、若しくは最大電位差が50mV以上のもの。(別図第1、第2、第3参照)

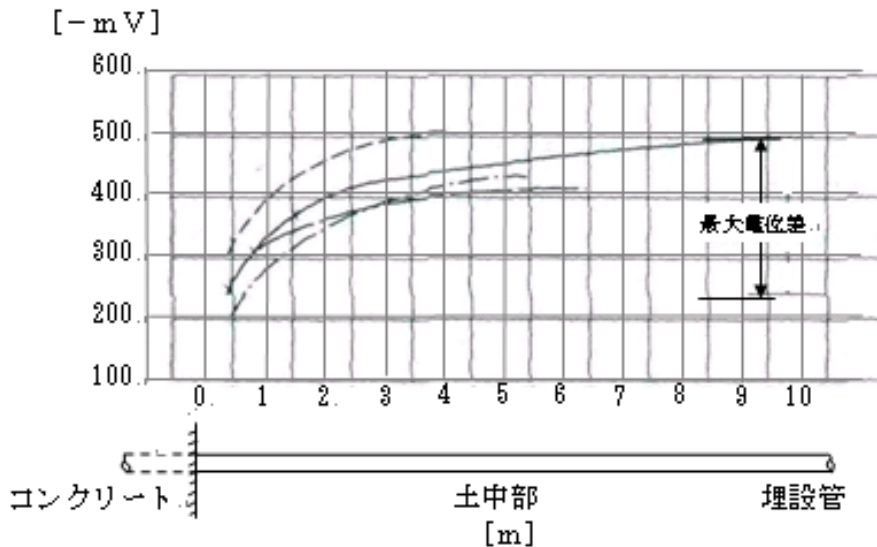
- (1) コンクリート建築物内に設ける配管の一部を土中に埋設するもの
- (2) 配管の一部をコンクリート内に埋設し、かつ、他の一部を土中に埋設するもの
- (3) 配管を土中に埋設する場所が、直流電気鉄道の軌道又はその変電所から、概ね1 kmの範囲内であるもの
- (4) 配管を土中に埋設する場所が、直流電気設備の設けられている周辺であるもの



別図第1 地表面電位こう配測定例  
(電車軌道からの漏れ電流の影響)



別図第2 対比電位測定例  
(電車軌道からの漏れ電流の影響)



別図第3 管対地電位測定例  
(自然電位の影響)

## 2 環境調査

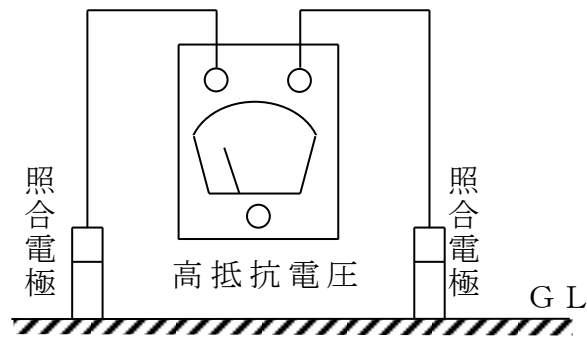
環境調査は、配管を土中に埋設する場所の地表面電位こう配、管対地電位について行うものとし、調査対象物及び調査方法は次により指導すること。

(1) 地表面電位こう配の環境調査は、次によること。(別図第4参照)

ア 配管を土中に埋設する予定場所の敷地の直角二方向について飽和カロメル電極を照合電極とし、地表面電位こう配を測定する。

イ 照合電極の相互間隔は、概ね10m以上(コンクリート壁等がある場合は、その直近で1か所以上)の距離とすること。

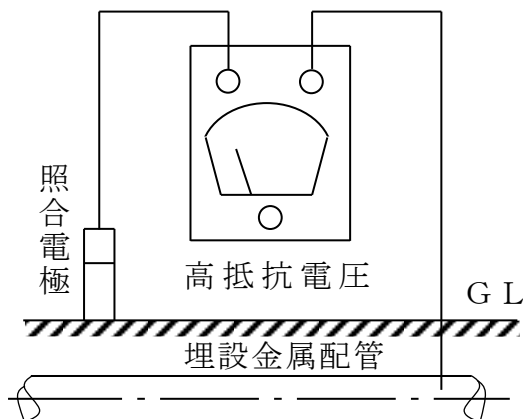
ウ 迷走電流の影響が時間によって異なると思われる場所にあつては、電車が通過している時間帯に測定すること。



別図第4 地表面電位こう配測定方法

(2) 管対地電位の調査は、次によること。(別図第5参照)

- ア 配管の埋設する場所の敷地内に存する既設土中埋設管を利用し、配管と地表面の電位差を測定する。
- イ 既設土中埋設管の直上部の地盤面上について、概ね10mごとの間隔で照合電極をあてて測定する。
- ウ 迷走電流の影響が時間によって異なると思われる場所にあつては、(1).ウの例によること。



別図第5 対地電位測定方法

※ 1.(1)及び(2)の対象物における管対地電位は、通常コンクリート内の配管部分が、 $-200\text{mV}$ 程度(飽和カロメル照合電極使用時の値、以下この項で同じ。)土中の配管部分が、 $-700\text{mV}$ 程度の自然電位であるため、必然的に $500\text{mV}$ 程度の電位差を有していることとなる。したがって、このような対象物にあつては、土壌の状態が良好で、既存の埋設配管に著しい腐食がみられる場合等を除き、配管の工事施工前に十分な配慮を要する。

## 〈屋内消火栓設備〉性能検査

### 1 絶縁抵抗検査

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第5条の規定による絶縁性能を有するか、使用電圧に適した絶縁抵抗測定器を使用し、確認する。（第3非常電源、「性能検査」.2参照）

(1) 電源回路等

電源回路・表示灯回路及び操作回路の絶縁抵抗値が、次表の数値であること。

(2) 加圧送水装置に用いる電動機

電動機巻線間の絶縁抵抗値が、次表の数値であること。ただし、水中に設置する電動機にあつては次表の測定値より高い数値であること。

なお、この試験は認定品にあつては省略することができる。

使用電圧区分	抵抗測定値
150V以下のもの	0.1MΩ以上
150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上
300Vを超えるもの	0.4MΩ以上

### 2 制御盤検査

加圧送水装置を起動、停止させ、制御盤に設けられた加圧送水装置の操作及び監視のための機器の作動状況等について、次のことを確認する。

(1) 電源開閉器の操作により、電圧計又は電源表示灯が確実に作動すること。

(2) 加圧送水装置の運転時の電流値が適正であること。

(3) 加圧送水装置の起動、停止のための押しボタンスイッチ等が確実に作動すること。

(4) 加圧送水装置が起動した場合、運転表示灯が確実に点灯すること。

なお、防災センター等の受信機等に加圧送水装置が作動した旨の警報を出せること。☎ i

(5) 電動機過電流（ポンプ等の故障）時に表示及び警報が作動すること。

なお、防災センター等の受信機等に当該警報を出せること。☎ i

### 3 遠隔起動装置及びポンプ始動表示検査

(1) 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）はホースを延長し、消火栓弁を開放又は起動ボタンを押して加圧送水装置を作動させた後、次のことを確認する。

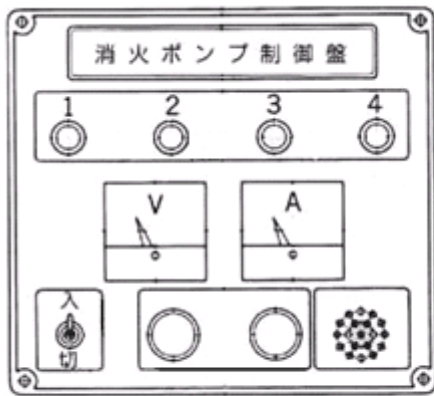
ア 加圧送水装置の始動が確実であり、受信機等への表示及び警報がなされること。

イ 加圧送水装置の始動の際、消火栓の始動表示灯が確実に点灯又は赤色の灯火が点滅すること。

ウ 起動装置に起動用水圧開閉装置を用いる場合は、起動用水圧開閉器の作動圧力値を測定し、作動圧力値が設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。

エ 加圧送水装置は、制御盤による直接操作のみにより、停止すること。

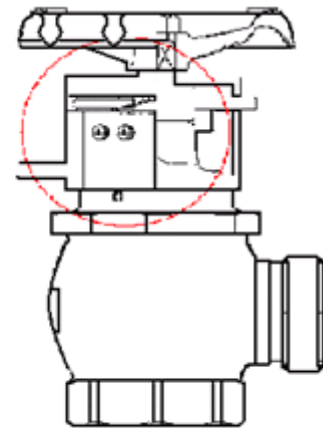
(2) 易操作性1号消火栓又は2号消火栓は消防用ホースの延長、ノズルの開閉等により加圧送水装置を起動させた後、直接操作により加圧送水装置を停止し、(1).アからエについて確認する。



直接操作部



遠隔操作部



易操作性1号消火栓又は  
2号消火栓の遠隔起動部

#### 4 加圧送水装置検査

##### (1) ポンプを用いるもの

ア ポンプと電動機の型式確認後、ポンプを起動させ、締切運転及び定格負荷運転を行い、電動機その他の機器等を確認する。

なお、認定品を使用する場合は、(キ)及び(ク)の検査を省略することができる。

- (ア) 電動機及びポンプの回転が円滑であること。
- (イ) 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。
- (ウ) 電動機の始動性能が確実であること。
- (エ) ポンプのグランド部から、著しい漏れがないこと。
- (オ) 締切運転時における電圧値及び電流値が適正であること。
- (カ) 締切運転時における締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程の140%以下であること。

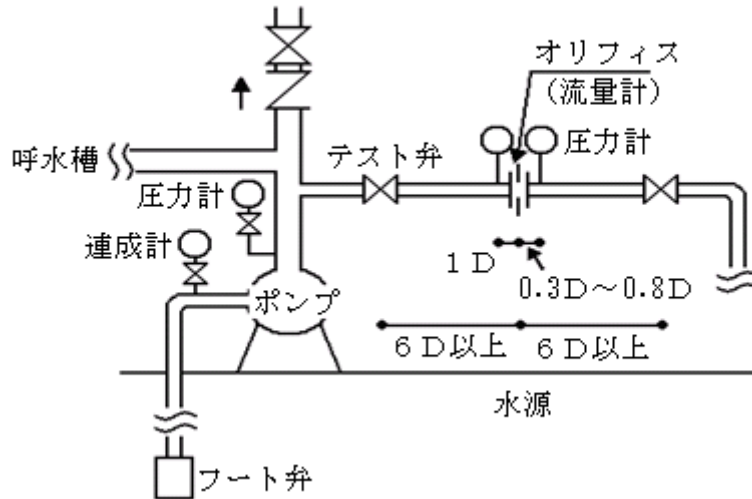
なお、ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、締切揚程が定格負荷運転時の合成特性値の140%以下であること。

- (キ) 締切運転時において水温上昇防止のための逃し配管からの排水が自動的に行われ、排水量が次式により求めた量以上であること。また、ポンプ温度が異常に上昇しないこと。

$$q = \frac{4 L_s \cdot C}{\Delta t}$$

- q : 逃し水量 (lit/min)
- L<sub>s</sub> : ポンプ締切運転時出力 (kW)
- C : 3.6MJ (1kW時当たりの水の発熱量)
- Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)

ポンプの定格負荷運転時の試験配管設備等の例



(ク) 定格負荷運転時における定格吐出量、連成計、電圧値及び電流値が適正であること。

(ケ) 定格負荷運転時における吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程の100%以上110%以下であること。

なお、ブースターポンプとして使用するものは、揚程—吐出量の合成特性を作成し、吐出揚程が合成特性値の100%以上110%以下であること。

(コ) ポンプ性能試験装置は、定格吐出点における吐出量をJ I S B 8302に規定する方法で測定した値と、そのときの流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。

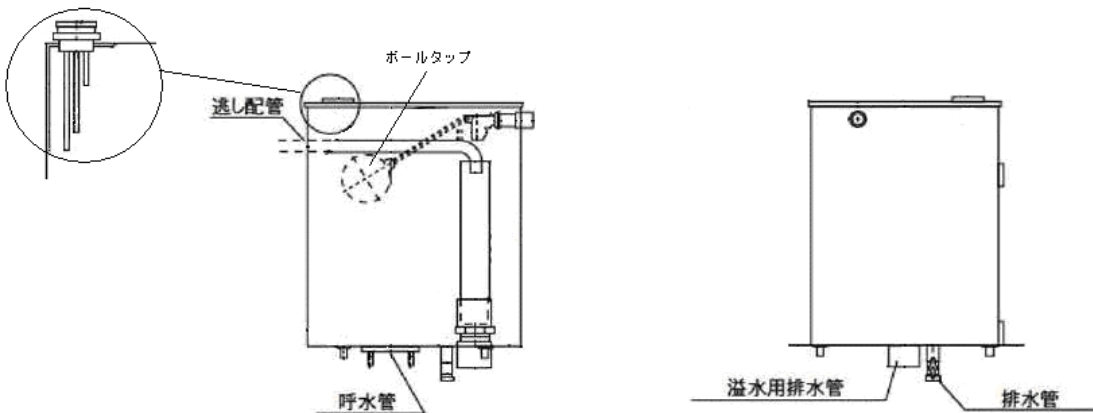
(サ) ポンプ停止後における配管に漏れ、亀裂等がなく、フート弁の機能が正常であること。

イ 呼水装置の作動状況を次により確認する。

(ア) 給水管の一次側仕切弁を閉鎖し、呼水槽内の水を排水させ、呼水槽の水量がおおむね1/2減少するまでの間に警報装置が自動的に作動すること。

なお、防災センター等の受信機等にも当該減水警報を出せること。☞ i

(イ) 呼水槽への給水が自動的に行えること。

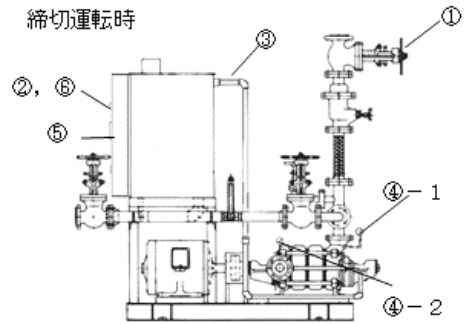


(ウ) フート弁の点検をワイヤー等の操作により行うものにあつては、当該ワイヤー等によりフート弁を開閉させた後、ポンプの漏斗、排気弁等を徐々に開き、呼水槽からの補給水が流出すること。



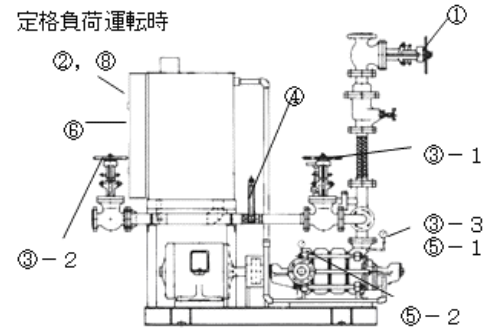
## 【締切運転時のポンプ性能試験の手順】

- ① ポンプの吐出側の止水弁を閉じる。
- ② 制御盤の手動スイッチによりポンプを起動する。
- ③ 水温上昇防止のため、逃がし配管のバルブを開ける。
- ④ ポンプの圧力計及び連成計を確認する。
- ⑤ 回転計により回転数を、電流計により電流値を確認する。
- ⑥ 制御盤の停止スイッチの操作によりポンプを停止する。



## 【定格負荷運転時のポンプ性能試験の手順】

- ① ポンプの吐出側の止水弁を閉じる。
- ② 制御盤の手動スイッチによりポンプを起動する。
- ③ 性能試験装置の流量計一次側の弁を全開した後、二次側の弁を徐々に開放し、ポンプ吐出側圧力計を全負荷運転時の圧力に合わせる。
- ④ 圧力調整後、流量計の指示値を読み取る。
- ⑤ ポンプの圧力計及び連成計により吸い込み圧力を確認する。
- ⑥ 回転計により回転数を、電流計により電流値を確認する。
- ⑦ ③から⑥の数値からポンプ及び電動機の特性能表に適合しているか確認する。
- ⑧ 制御盤の停止スイッチの操作によりポンプを停止する。
- ⑨ 性能試験装置のバルブを閉じ、ポンプ吐出側の止水弁を開く。



(2) 高架水槽を用いるものについては、次のことを確認する。

ア 排水弁により水槽の水を排水することで給水装置が作動し、自動的に給水すること。

イ 高架水槽から最下位及び最上位にある屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定し、設計された圧力値の範囲内であること。

(3) 圧力水槽を用いるものについては、次のことを確認する。

ア 排水弁により水槽の水を排水することで給水装置が作動し、自動的に給水すること又は減水による警報を発すること。

イ 排気弁により圧力水槽内の圧力を降下させ、自動加圧装置が作動すること。

ウ 圧力水槽から最下位及び最上位にある屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定し、設計された圧力値の範囲内であること。

## 5 水源水量の検査

(1) 水量について、次のいずれかの方法により確認する。

ア 水位計がある場合は、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値が適正であること。

イ 水位計がないものにあつては、マンホールの蓋等を開けて、貯水槽の底部から水面までの水位高を検尺し、設計図書等と照合して水量が適正か確認すること。

(2) 給水装置について、次のいずれかの方法により確認する。☞ i

ア 排水弁を操作し、減水状態では自動的に給水し、満水状態では自動的に給水が停止すること。

イ 排水弁が設けられていない場合等については、次の方法によること。

(ア) 水位電極を用いるもの

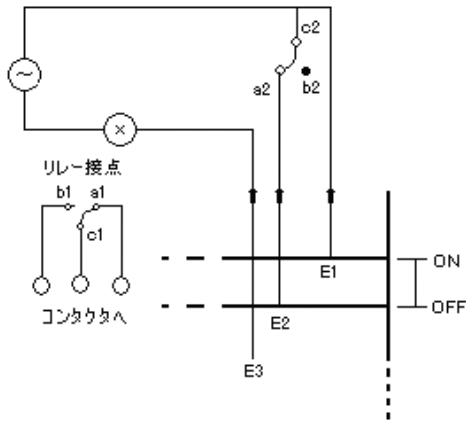
a 電極の回路の配線を外し、減水状態にして給水すること。また、回路の配線を接続し、満水状態を再現して給水が停止すること。

b 試験スイッチが設けられている場合は、当該スイッチを操作し、給水及び給水が停止すること。

(イ) ボールタップを用いるもの

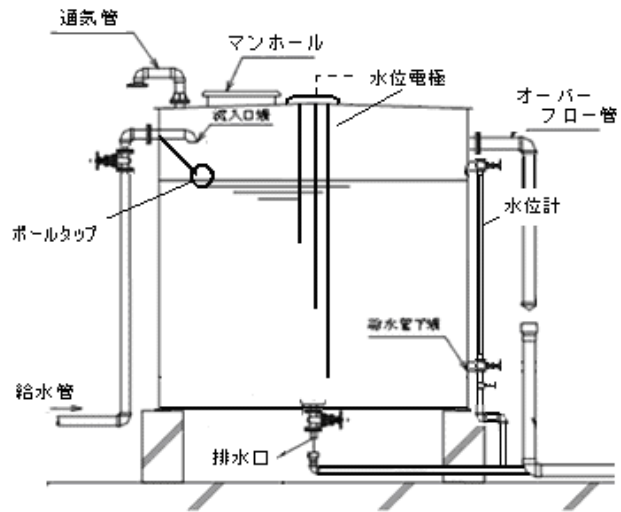
ボールを水中に没し、減水状態にして給水すること。また、ボールを元に戻し、満水状態を再現して給水が停止すること。

水位電極を用いるもの



電極E1に水が触れていると、電極E1とE3が水で導通し、リレー「×」は接点がa側にあり、このときポンプは停止しており、給水は止まっている。すなわち、リレー「×」の接点を自動制御回路へ接続すれば、ポンプのON-OFFを自動化できるわけである。なお、電極式液面制御継電器「×」にはE2自己保持回路が設けてある。

ボールタップを用いるもの



(3) 水源水量の減水警報を防災センター等の受信機等に出せること。☞ ii

6 放水検査

(1) 加圧送水装置にポンプを用いるもの

放水圧力が最も低くなると予想される箇所（最大2個同時／階）及び最も高くなると予想される箇所の消火栓について、次のことを確認する。

ア 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）は、規定本数のホースを延長後、筒先における放水圧力をピトーゲージ又は圧力計用管路媒介金具等により測定し、放水圧力が次表の数値であること。

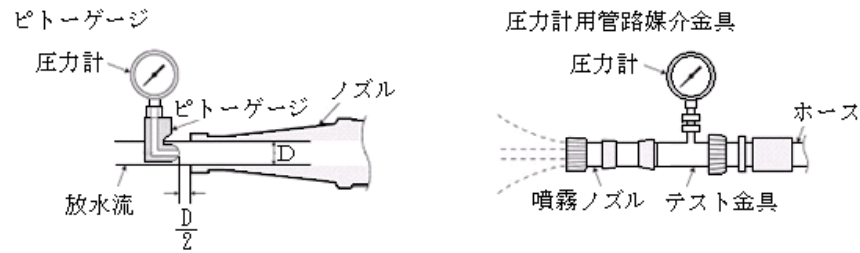
イ 易操作性1号消火栓及び2号消火栓は弁の開放、ホースの延長、ノズルの開放等により放水させた後、アの方法により、ノズル先端において放水圧力が次表の数値であること。

ウ 放水量は、ア又はイで測定した放水圧力を用いて次式により算出し、その値が次表の数値であること。

$$\therefore Q = K D^2 \sqrt{10 P}$$

- Q：放水量（ℓ/min）
- D：ノズル口径（mm）
- K：1号消火栓K=0.653  
易操作性1号消火栓及び2号消火栓型式により指定された定数を用いること。
- P：放水圧力（MPa）

	放水圧力範囲	放水量
1号消火栓	0.17Mpa～0.7Mpa	130ℓ /min
易操作性1号消火栓	0.17Mpa～0.7Mpa	130ℓ /min
2号消火栓（イ）	0.25Mpa～0.7Mpa	60ℓ /min
2号消火栓（ロ）	0.17Mpa～0.7Mpa	80ℓ /min



※ 噴霧切替ノズルの放水圧力にあつては、棒状で測定すること。

(2) 加圧送水装置に高架水槽を用いるもの

高架水槽から直近の消火栓（最大2個同時／階）及び最遠の消火栓について、次のことを確認する。

ア 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）は、(1).ア（起動ボタン等の操作を除く。）によること。

イ 易操作性1号消火栓及び2号消火栓は、(1).イによること。

ウ 放水量は、(1).ウによること。

(3) 加圧送水装置に圧力水槽を用いるものは、(1)を準用すること。

## 7 補助高架水槽検査

前5を準用すること。

## 8 総合操作盤の検査

「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第7号）に定める総合操作盤の機能が適正に行えること。

## 9 非常電源切替検査

常用電源における放水試験の最終段階又は定格運転時において、常用電源を電源切替装置一次側遮断し、次のことを確認する。

(1) 電圧は、適正に確立されていること。なお、自家発電設備及び燃料電池設備については、電力が供給され、ポンプ等が再起動するまでの所要時間は、40秒以内であること。

(2) 運転中においてポンプ等に異常がないこと。

(3) 放水圧力及び放水量は、適正であること。

(4) 常用電源復旧後において、(2)及び(3)について確認する。

